

第百六十二回
参議院法務委員会會議録第九号

平成十七年四月五日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 渡辺 孝男君
理事 松村 龍二君
吉田 博美君
千葉 景子君
木庭健太郎君

委員 青木 幹雄君
荒井 正吾君
山東 昭子君
陣内 孝雄君
関谷 勝嗣君
鶴保 庸介君
江田 五月君
前川 清成君
松岡 徹君
築瀬 進君
浜四津敏子君
井上 哲士君

国務大臣 法務大臣 南野知恵子君

副大臣 法務副大臣 滝 実君

大臣政務官 法務大臣政務官 富田 茂之君

事務局側 常任委員会専門員 田中 英明君

政府参考人 金融庁総務企画局参事官 大藤 俊行君

参考人

法務省民事局長 財務省主計局次長	寺田 逸郎君 松元 崇君
弁護士連合会 日本弁護士連合会 日本司法書士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会	益田 哲生君 中村 邦夫君 西本 孔昭君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○不動産登記法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

不動産登記法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に弁護士・日本弁護士連合会副会長益田哲生君、日本司法書士会連合会会長中村邦夫君及び日本土地家屋調査士会連合会会長西本孔昭君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

不動産登記法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に金融庁総務企画局参事官

大藤俊行君、法務省民事局長寺田逸郎君及び財務省主計局次長松元崇君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 不動産登記法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田博美君 自由民主党の吉田博美でございます。

不動産登記法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

一昨年の六月、政府の都市再生本部は、都市再生の円滑な推進に土地の境界及び面積等の地籍を整備することが不可欠であるとして、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する必要がある旨の方針が示されました。

しかしながら、近年は土地の境界をめぐる紛争が多発しており、境界を公的に明らかにする方法は境界確定訴訟しかないわけでございます。隣り合っており、境界を公的に明らかにする方法は境界確定訴訟しかないわけでございます。

決できないというは大変悲しい話で、早急に何かの方策を打たなければならぬと感じていたやさきの改正案でありまして、幾つかの点について質問させていただきます。

そもそも不動産登記法は不動産及びその権利関係を正確に公示するための制度だと承知をしておるところでございますが、今になってなぜ新たに土地の範囲を明らかにするための制度を整備するのでしょうか。大臣、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 委員御指摘のとおりでございます。不動産登記制度と申しますのは、不動産及びその権利関係、それを公正に、正確に公示するための制度でございます。登記所備付地図につきましては、残念ながらその整備が遅れているのが現状でございます。

法務省といたしましても、地図整備が重要な課題であるということに十分認識いたしております。その整備のための努力を続けてきたところではございますが、先生御指摘のとおり、いろいろな紛争がある等、最近の社会経済情勢の変化に伴い、正確な地図を整備することの重要性がとつても強く認識されております。

平成十五年六月には、内閣に設置されました都市再生本部によりまして、民活と各省連携によりまして地籍整備の推進、その方針が示されました。その中におきましては、法務局が境界の確定等に関与しまして、地籍調査図、素図というのを迅速に正式な地図とするための整備を行おうということとされております。

地図の整備を進めるに当たりましては、先生御案内のとおり、筆界の現地における地位について争いが生じた場合、筆界の現地における位置について争いが生じた場合には、登記所におきましてその専門的知識を活用して迅速かつ正確に筆界を明らかにする仕組みを設けることが一つの方策ではないかというふうに考えられます。

今回の筆界特定制度は、このような観点から不動産登記法を改正しまして、筆界を迅速かつ適正に特定するための制度を設けることとしたものであります。筆界をめぐります紛争を早期に解決することにより地図の整備の促進に寄与するものであると考えております。

○吉田博美君 ところで、その不動産登記法は第

十四条で登記所に地図を備え付けることとしていたわけでありますが、その意義についてお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) そもそも、不動産登記法でございしますが、この不動産登記制度は、不動産の具体的な内容、つまり、どういう不動産、それがどういう権利関係をもつて存在するかというものを公示して、これを社会的に示すことによりまして不動産の取引の安全と円滑に資するということ、こういう目的でできていますのでございします。

この十四条におきまして登記所に地図を備え付けるということとしておりますのは、この公示されるべき権利の客体となる一つの土地というものの区画どこにあるかということをお明らかにする、そういう目的でございします。

○吉田博美君 この筆界特定制度は、地図の整備を促進するという観点から、私は行政レベルで簡易迅速に境界を明らかにする制度と理解をしていてるところでございしますが、具体的にどのように行われるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) ポイントは三つございします。

まず第一に、この土地の筆界を確定してほしいというように希望されている方、この方が登記所に、具体的には所有権の登記名義人ということになるわけでありますが、この土地の境界を明らかにしてほしいという申請をなさると。この申請というのが第一のポイントでございします。

第二は、この申請が行われた場合に、事件ごとに専門家であります筆界調査委員というのを指定いたします。この筆界調査委員が調査を行って、様々な資料を基にこの筆界についての意見を述べられるわけでございます。

三つ目は、この筆界について筆界調査委員によって述べられた意見に基づきまして筆界の確定ということになります。具体的には、この登記官は意見聴取のための期日を開きまして、筆界の特定についての申請人のほかに、その関係者、相手方の

土地の所有者等でございますが、そういったものを、意見を聴く機会を与えまして、それらすべての資料あるいは御意見、そういったものを総合いたしまして最終的に筆界の特定をこの登記官がするという、そういう制度でございします。

この特定が行われました場合には、それに基づく書面ができてまして、以後これに基づいて登記の手続が行われ得るといって、そういう状況になる、こういう手続でございします。

○吉田博美君 登記所備付地図の整備状況は現在のようになっているのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほどの新しい不動産登記法で申しますと、十四条に基づくものでございしますが、この十四条に基づく地図の整備状況は、平成十六年四月一日現在で全国に六百四十万枚ございします。そのうち、今申し上げました精度の高い、十四条に基づく地図が三百五十万枚、地図に準ずる図面が二百九十万枚、これはそれぞれ五五%、四五%に相当するわけでございします。地図に準ずる図面は、ほとんど明治時代にできました旧土地台帳附属地図、いわゆる公図と呼ばれているものでございしますが、それでございします。

登記所に備えられております地図約三百五十万枚の内訳でございしますが、国土調査法に基づきまして作成されました地籍図が三百万枚をやや上回っておりますが、そのほかに土地改良法による土地所在図等が四十八万枚、法務局自身が作成した地図が四千枚、こうなっております。

ちなみに、地籍調査の進捗率でございしますけれども、今年の三月三十一日現在では全国で約四六%になってございします。

○吉田博美君 全国的に見て大分、半分ぐらいのところでございますが、今後は段階的に整備が進められるものと考えているところでございますが、ところで、整備対象地域をどのような基準で選定されるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、先ほどの現状からお分かりになりますとおり、基本的には全国に国土調査法に基づく地籍調査というものを基

にしているところでございします。

しかしながら、現実にあります法務局が持つています地図に準ずる図面、多くは公図と言われるものでございしますけれども、それと現状が一致しない地域で非常に混乱が著しいものがございします。これは特に都市部においては非常に深刻な問題を来しておりますし、そうでない部分、場所におきましては問題が多いところでございします。そういうところは国土調査法に基づく地籍調査というのにも非常に困難な状況でございしますので、このような地域を重点的に法務局が自ら地図を作成すると、こういう作業を行っているわけでございします。

この選定でございしますけれども、今申し上げましたように、都市部で地図の混乱が著しいということのほか、現実には非常に御不便をお掛けしているその緊急性の度合いというものを勘案いたしまして、毎年、翌年にどういふ地域を対象としてこの作業を行うかというのを決めていくわけでございします。

○吉田博美君 緊急性の高いところだということでございますが、地図の整備は国の責任で行うこととであり、実際、地図の作成作業は法務局の判断で進められておるわけでございしますが、しかしながら、この改正案では、筆界特定は申請に基づいてのみ行うということとされておりますが、どうしてでしょうか。地図の整備のために必要があれば職権で行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは正直申し上げまして、私どももいたしまして、いろんな考え方があり得るというふうに思ったところでございします。

これで職権で行うということになりますと、相当こちらの方から、重点的な地域について一挙に筆界の確定、特定ができるということも場合に よっては考えられるわけでございまして、それが望ましいところがあることは、これは否定できないところでございします。

他方、しかし、そういう職権をもつてこのような手続を行うということになりますと、必ずしもそれを望んでおられない方がおられるのも、これも一方の現実でございまして、あえてはつきりしないけれども現状維持的に推移している権利状態というものを明らかな紛争状態に逆に変えてしまおうという懸念もないわけではございません。

元々、そういう職権的なことというのは、もう少し様々な環境が整備された後でないとなかなかうまく機能しないのではないかとというような考慮をいたしまして、このような当事者の申請ということと、紛争性を当事者が意識しておられることが中心となる地域というものを念頭に置いて手続を置くのが現実的ではないかと、このように考えたいわけでございします。

○吉田博美君 筆界特定が申請によってのみ行われることとなりますと、申請のない地域はいつまでもたっても地図が整備されないことになるのではないかと、こういう心配があるんですけれども、その点についてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、申請のない地域というのをどう扱うかというのは非常に問題がないわけではございません。

私どもも、先ほど申しましたように、特に混乱が大きい地域、地図がないことによって社会生活上もあるいは公の立場からも非常に問題が多いというように考えられる地域につきまして重点的に地図の整備状況、整備を、作業を行っているところでございます。

これは今後もそういう方針で続けていくつもりでございまして、この筆界特定も、もちろんその地図整備の作業の中において行われる場合もありましようけれども、しかし、そういうことは別に、この全体の地図整備作業自体は続けていくと。それによって、問題がある場合には解決され、問題がない場合にはそのまま権利関係が落ち着いていくということには維持されるだろうというふうに考えております。

このような地域、つまり、この申請がないところにおいて地図整備がしなくてはならない地域においても、これをなるべく早く地図の整備された状況に置くというのは、長期的に見れば私どもの非常に強い念願でございますので、それは続けていくというように御理解いただきたいと思ひます。

○吉田博美君 是非続けていただきたいと思ひます。

筆界特定がなされた場合、その結果はどのような手続で地図や登記記録に反映されるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) まず、先ほどの手続のところでも申し上げましたが、筆界特定がなされた場合には、その筆界特定がなされたところを土地の登記簿に記録いたしまして、登記簿からどのような筆界の特定がなされたかということが明らかにできるようにいたします。

筆界特定の手続の中で登記簿に記録された地積、あるいは筆界特定によって特定された筆界が、地図の、現実に置かれていた地図と一致しないということが明らかになったと、そういう誤りがあったという場合には、これを訂正する必要がありますが出てくるわけでございます。その場合には、表示登記の原則に基づきまして、当事者からそのような地積の更正あるいは地図の訂正等の申出をしていただいてこれをするということは当然のことでございます。

なお、この当該特定された筆界以外の筆界についても、一義的にこれが明らかだということになりますと、地図の職権による訂正等もできないわけではございません。そういうようなことも補助的には念頭に置いて手続を進めていくと、こういうことになろうかと思ひます。

○吉田博美君 ところで、筆界と所有権の範囲とは社会的事実として密接な関係があると考えますが、改正案では、筆界を特定するだけで所有権については判断しないことですが、その理由をお聞かせいただけますでしょうか、政務官。

○大臣政務官(富田茂之君) 先生御指摘のよう

に、筆界と所有権の範囲とは社会的事実として密接な関係があるのはもう事実でございます。

ただ、筆界の特定は、元々、登記所が土地を登記した際に特定した筆界を発見し明らかにする行為ですから、固有の所有権の作用を行うものではないと思ひます。

所有権についての判断を行政機関にゆだねようとしたとしますと、実質的には行政機関が固有の所有権の作用を行うことになりかねません。そのような考慮から、筆界特定制度におきましては、私法上の権利である所有権については判断の対象といたしませんでした。

ただ、筆界特定制度の事実上の機能といたしまして、筆界のみを対象として特定した場合でありまして、客観的な筆界が特定されることによりまして、特定された筆界を越えて所有権を取得する私法上の原因がないと当事者の方が考えるときには、事実上、筆界をめぐると紛争に十分な解決が図られることになりまして、この点にも筆界特定制度の意味があるものと考えております。

○吉田博美君 筆界と所有権とは私は一致しているのが本来の姿ではあり、現実もそうだと考えておるところでございますが、筆界と所有権とが異なることがあるのでしょうか。あるとすれば、どのような場合起こるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) まず、筆界というこの意味から御説明した方がよろしいかと思ひますが、筆界は、これは不動産登記法上の一筆がどういう中身であるか、どういう範囲であるかというこのための概念でございます。つまりは、公法上の概念と言つてよろしいかと思ひます。しかしながら、元々この公法上の概念である一筆というのを観念するのは、それが所有権の対象として機能するからであります。したがって、本来は、つまり理念的にはこの所有権の境と一筆の範囲というものが一致しているはずでございます。

ただ、いろいろイレギュラーな現象が起きます。一番典型的には、長期間一筆の土地の一部を占有していると取得時効ということによって所有権が移つて

しまうということがございます。また、当事者間では一筆の土地の一部を譲渡するということが、これは私法上認められるという考え方で民法が今解釈されております。したがって、このような場合には筆界と所有権の境の境界が一致しないという現象が起きるわけでございますけれども、それはまた何らかの形で修正する手段があるわけでございます。

そういう関係に立つわけでございますので、イレギュラーな所有権と筆界というものが一致しない場合も、これは否定できないということになるわけでございます。

○吉田博美君 今、何らかの形で修正する手段があるということでございますが、仮に筆界と所有権の範囲が異なっていることが分かったときには、どのような手続で一致させることができるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは通常多く行われるやり方でございますが、時効取得でありますと時効取得した部分、譲渡する場合ですと譲渡する部分、あるいは譲渡された部分と言つた方が正確かも知れません、その部分を分筆して他方の土地に合筆するというようなことで、筆の境、筆界と境界と、所有権の境界とが一致すると、こういうことになります。

○吉田博美君 筆界と所有権とはまあ別物だとしましても、当事者からすれば同じ手続で所有権に関する紛争も解決することができればより便利だと考えます。所有権に関する紛争の調停を行えないこととした理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほども御説明申し上げましたとおり、所有権ということになりますとこれは私権でございます。権利そのものでございまして、これを行政機関が実質的にどちらにあるかということを決めてしまつていいのかわからぬ、そういうことになりまして、これは固有の司法権を行政機関が行うことになりはしないかという懸念があるわけでございます。

他方、このような所有権をめぐると境界に関する紛争につきましては、現に土地家屋調査士のような専門家の皆さんが弁護士さんと協力なさいます、いわゆるADR、裁判外の紛争解決手続を行つておられるという実績もおりになるわけでございます。したがって、これが更に広がっていくだろうというようなことが見て取れるわけでございます。

紛争解決の役割分担といたしまして、やはり司法、純粹の司法の部分は司法にゆだねるのが相当であろうというふうに考えられますし、国と民間の役割という意味でも、民間でもあえていろいろおやりになれるところを国がわざわざそれに上屋を重ねるということもまたいかがかと思ひ、そういう側面もあるわけでございます。そのようないろいろの考慮から、この手続においては所有権そのものに関する紛争は扱わないということにしているわけでございます。

○吉田博美君 そのような国が関知するような部分ではないんじゃないかというふうなお答えであつたわけですが、例えば、隣接土地の所有者がそれぞれの所有権の範囲について合意していれば、その合意に基づいてもう筆界をそこで認定するようにすれば迅速な処理が図られると考えますが、その点についてのお考えはいかがでございますか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃることは現象として実際に見ればあり得ることでございます。ただ、これを理論的に考えますと、筆界と筆界について当事者が合意しているのか、あるいは所有権の範囲について合意しているのかということとは極めて当事者間ではあいまいであるかというふうにならざるを得ません。

私どもといたしましては、所有権が合意されても理論的には筆界は動かないということ、そのとおり理論的にはその立場を維持せざるを得ないわけでございますが、しかし現実には、筆界というのは、この筆界特定のための手続にかかわる調査委員の皆様あるいは登記官にいたしましても、結局はそれを発見するという手続に出ているわけ

で、その発見するに際しまして一番有力な資料の一つは、やはり当事者が現にどう占有されて、どうお考えになつておられるかということでございます。

したがいまして、今おっしゃられましたように、当事者が意識的には所有権の境として合意されたということも特定のための非常に有力な資料にはなり得るわけでございます。現実には多くの場合、そのようなことで当事者がお立ち会いになられて、ここが筆界ですねということでも双方異議なく承認されれば、それが筆界と認められるケースというのもないわけではない、そういう現状にもあるわけでございます。

○吉田博美君 新たな制度における筆界特定には法的にどのような効力があるのでしょうか。例えば、境界確定訴訟のように、特定された筆界はその後争うことができないというような効力はあるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、結論から申し上げますと、境界確定訴訟のような効力はないわけでございます。つまり、境界確定訴訟におきましては、そこに、それまでどうであれ、境界が裁判所の引いたライン、線において決まってしまうという、そういう極めて強い効力があるわけでございますが、これはそのようなものではございませんで、先ほど来御説明申し上げましておりますとおり、実際に筆界がどういう状況にあるかということを用いるような資料に基づいて発見するという作用でございます。したがって本質的には、それについて公の機関がこのような認定をしたという証明力のようなものがございます。これは非常に事実上は相当重んじられる効力ではなからうかと思ひますが、しかし法律上確定的にそこに線が引かれたという効力、それを争えなくなる、そういう効力はないわけでございます。

○吉田博美君 もう時間が余りないものですからちよつと飛ばさせていただきます。この改正案では、筆界特定登記官は外部の専門家の中から任命される筆界調査委員の意見を踏まえて筆界特定

を行うこととなつていますが、この意見は登記官の判断にどのような効力を及ぼすのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この手続に筆界の特定のための調査委員をお願いするのは、やはりこの分野において筆界特定調査委員になるべき専門家の方々というのの実績が非常に上がつてきているという背景がございます。こういう方々の御意見を伺つた上で登記官、これまた最近では相当いろいろな訓練も経て、この筆界特定の分野においても相当の実績を地図整備の過程等であげてきているわけでございますが、これがそれらの方々の意見を踏まえて最終的な認定を行うわけでございます。

したがいまして、法律上はもちろんその筆界特定の調査委員の皆様が出された意見と食い違う場合もあり得るのではないわけでございますが、しかし現実にはそれらの方々の、委員の方々の意見というのが十分に尊重されると、そういう運用にならうかというふうに見込んでおります。

○吉田博美君 結局、筆界調査委員の意見は筆界特定登記官の判断を左右する重要な資料ということになります。この意見が出された場合、当事者はそれを知ることができのでしょうか。また、その反論の機会を与えられるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、筆界調査委員の意見というのは、この手続上は、法律上は筆界特定登記官に対して提出されますので、必ず当事者に開示するということが要求されております。しかし、やはり現実には紛争がある場合がほとんどでありまして、当事者の方からそれについての御意見を伺わなければ本当は正確な判断ができないということにもなり得るわけでございます。ですので、この筆界調査委員の意見というのは筆界特定手続の記録の一部といたしまして申請人と関係人は閲覧することができるといふ扱いにいたしております。当然その閲覧結果を踏まえていろいろ御意見をお出しになる、それについては十分に参酌した上でこの登記官が最終的な判定を行うわけでございます。運用上は、筆界特定をする

前に当事者にこの意見についてどうお思いになりますかというのを聞くということも、これはもう十分現実の正確性、妥当性を担保するためには必要になつてくる場面も出てくるというふうに認識はいたしております。

○吉田博美君 この制度では最終的に筆界を特定する権限は筆界特定登記官にあるわけでございますが、筆界特定登記官にこのような重要な権限行使を認める根拠をお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 元々この表示登記の分野は、昭和三十五年に正式に法律上の制度ができました。それまで権利の登記を扱ってきた法務局、登記所としては人材の育成が求められるようになったわけでございます。それ以後、この表示登記の専門家というのを相当意識的に育てて育成をしてまいりました。測量の関係の訓練所にも送つて、今日では相当多くの表示登記の専門家が法務局の中にもいるわけでございます。この法務局の表示登記というのには本質的には権利の客体を決めるという責任を負つていくわけでございます。それから、権利の登記とはまた違った意味で非常に責任が重いわけでございます。こういう仕事についてはそれなりの専門家が必要だということもまた背景としては言えようかと思ひます。

そういうことで、権限の上でもあるいは訓練を経たという意味でも、今日では表示登記専門官の中の、とりわけこれまでキャリアを十分に積んできた者という者をこの筆界特定登記官というふうな、権限が非常に重たいものがございますけれども、そういった者として任命するということも不合理でないという判断に至つていくわけでございます。

○吉田博美君 登記官の果たす役割あるいは調査委員の果たす役割というのは極めて重要だと思ひわけでございますが、さて、この改正案で創設される筆界特定手続につきましては土地家屋調査士などの専門家を大いに活用することが肝要だと考えますが、具体的にどのように活用されるので

しょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほども申し上げましたとおり、このような手続をつくることができるという背景には、当然このような専門家の方々の実績が今日では非常に積まれて評価も上がつてきているということでございます。

具体的には、今回の法案によりまして土地家屋調査士の皆さんなど専門家が活躍されるということと想定いたしますと、次のような場面ではないかと思ひます。

第一は、先ほど来申し上げております筆界調査委員でございます。これらの方々を専門資格者として筆界委員に任命することによつて、これらの方々の専門知識、これまでの様々な御経験というものが生かせるのではないかとこのように考えるわけでございます。

第二は、これらの方々の専門資格者の方々のうち、争訟的な手続というものを十分に担える方については筆界特定手続の代理というところを行うということがむしろ合理的ではないかと。もちろん、弁護士さんの皆さんもこういうことが行えるわけでございますけれども、弁護士さんでない方々においてもこれらの方々の代理業務を行うということと認め、これらによつて、両面でこれらの制度を通じて権利関係の安定というものに寄与していかれるだろうというふうな考えております。

○吉田博美君 その筆界特定手続の代理業務を行うことが認められた資格者は、その知識や経験を活用し、制度の円滑な運用に貢献することが求められていくと考えますが、その点についてお考えはいかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これまでも、その不動産登記において校合事務と言われます申請、新たな申請については土地家屋調査士の皆さん、あるいは司法書士の皆さんでありまして、その割合は九割以上を占めているわけでございます。この新しい制度におきましても、弁護士さんのほか、これらの方々が制度の運用に十分に寄与されるだろ

うというふうに私も確信しているわけでございます。

○吉田博美君　そこで大臣にお伺いいたしますが、新たな制度を大いに活用し、地図の整備が促進されますことを期待いたしますが、地図の電子化を進めることも重要だと考えます。地図の電子化と今後の地図の在り方について、大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(南野知恵子君)　委員御指摘のとおりでございます。今後の地図の在り方として、やはり地図の電子化の推進、これは重要な課題であると考えております。現在、法務局におきましても、地図情報の適正な維持管理、そのためには登記所が保管する地図の電子化を図っているところでございます。

今後とも地図の電子化を推進しまして、登記事務の効率化を図っていくとしていくところでございます。将来は、オンライン化によりまして地図情報の提供を可能にすること、それによりまして国民の皆様にとってより利便性の高いものにしていきたいと考えているところでございます。

○吉田博美君　大臣、そこで現在進められている登記簿の電子化についてもできるだけ早く完成をさせ、登記情報と地図情報を連携させ、登記事務全体の効率化を図るべきだと考えますが、大臣の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(南野知恵子君)　吉田議員御指摘のとおり、登記地図、登記情報と地図情報、これの連携につきましては、昨年一月からあります地方方法務局におきまして試行的なシステムを導入して、検証作業を行っております。その結果を踏まえまして、全国展開に向けたシステム開発を行っているとところでございます。

今後は、登記簿の電子化をできるだけ早く完成させる、それを完成させるとともに、登記情報と地図情報とを電子的に連携させまして、登記制度が国民にとってますます利便性の高いものにしていくことを考えております。

○前川清成君　民主党の前川清成でございます。

筆界特定という新しい制度ができましたので、時間が許す限りこの条文を丁寧に見ていきたいと、こんなふうに思っています。

その前提で、まず寺田民事局長にお尋ねしたいんですが、百二十三条の一号に筆界の定義があります。この筆界特定制度の前提となる筆界の定義について御説明をお願いできませんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君)　今お示しになりました百二十三条に筆界の定義がございますが、「表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう」と、こういう定義がされております。

これはまず観念的に、これは登記法上の概念だということをご承知にいたしておいて、表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地との間における線、境界線だということを明らかにしているわけでございまして、これは先ほども御質問にも出ましたけれども、いわゆる所有権の境とは別の概念で、民法上は一つのものの境ということにはなりません。それを手続上は表示登記という登記の概念として一つのものとしてとらえているということを示しております。

第二に、これは境を構成するものとされた二以上の点と直線から成っているわけでございまして、具体的には非常に多くの点を結んだそれぞれ直線ということにもなるわけでございまして、けれども、それぞれを結んだ直線、それ自体がこの筆界ということになっているわけでございます。

○前川清成君　百二十三条の一号に「当該一筆の土地が登記された時にその境を構成する」と。その時期の限定も入れておられますので、ちょっとこの点、もう少しこの制度を利用する国民の皆さん方に分かりやすいように御説明お願いできませんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君)　これは、先ほども申し上げましたとおり、あくまで登記法上の概念であります。土地の権利の登記をする場合に、その

前提といたしまして、その権利の登記の対象が一体どういうものであるかということがこの表示の登記になるわけでございます。その表示の登記がされる以前には土地というものは登記法上は全く存在しないものでありまして、したがってここで言う土地と土地の境というものは存在しないわけでございます。

少なくとも一方の土地に登記ができた時点でそのものの権利の対象としての境が出るということを示すために、ここは登記のときにいうことが入れられているわけでございます。

○前川清成君　もう少し分かりやすい説明ができないかと、こういうふうに思っているんです。例えばですけども、自然状態においては土地にラインは引いていないわけですが、国が公法上、登記をする際に線を引きましたと、それによって、一物一権主義によって取引の対象になりました、それで登記制度と結び付きましたと、私はこんなふうに理解をしていたんですが、先ほど吉田委員の質問にもありましたけれども、所有権の境界としての境目を特定する制度ではなくて、筆界を、いわゆる境界を特定する制度です。もう少し国民の皆さん方に分かりやすく境界という意味、筆界というのを御説明する必要があります。こんなふうに思っているんです。

その関係でお尋ねしたいんですが、所有権の範囲とは異なるということが百三十五条の二項に明記してあります。筆界調査委員は、前項の調査に当たっては所有権の境界の特定を目的とするものでないことを留意しなければならぬと、こういうふうな条文があるんですが、今の関連でお聞きしたいんですが、この百三十五条の二項によって調査委員が特に留意すべきことというのは具体的には何を指すのか、分かりやすく教えてくださいませんか。

○政府参考人(寺田逸郎君)　これは、先ほども申し上げましたとおり、当事者の方々のいうのは、申立てをされる際に必ずしも所有権の境と公法上の

の不動産登記、表示登記上の概念であります筆界というものを意識されないことがかなり多いのではないかと、このことをまず念頭に置いているわけでございます。

現地に筆界調査委員が参りまして、一体境はどこですかということを問題にした場合に、当事者の方がここです、あそこですというんなことをおっしゃるわけであります。それは現実には占有の境であったり、あるいは所有権の境を意識されていることが多いんじゃないかと、こういうことまた見方があり得るわけであります。そういうところから一歩離れまして、この手続というのは筆界を定めますよということを筆界調査委員の方も当事者の方に御説明されなきゃいけませんし、また自らそのことを十分に念頭に置かれなきゃいけないわけであります。

具体的には、先ほど申したように、例えば長い間占有していて現実にこの土地と土地の境に垣根があるということになりますと、当事者の方々はここが境ですとおっしゃるかもしれません。それは、しかしながらここで言う筆界の認定にストリートに結び付くわけではありませんが、そこが仮に最終的には所有権の境ということであつても、ここで言う筆界を探してくださいという求めに応じて確定すべき筆界というのは別のところにあるかもしれない。そのことを意識して手続を進めなきゃならない。このことが先ほどお示しになった条文で明らかにされているわけでございます。

○前川清成君　筆界というのは、専門家の間ではもちろん理解しているわけですが、民事局長がいみじくもおっしゃったとおり、この制度を利用される国民の方々にとっては知らない概念です。重要なのは、自分の所有権がどこまで及んでいて、どこまで土地を利用できるかということが関心があることであって、大昔、その土地が登記されたときに国がどの線でラインを引いたか、これはどうでもいいことだと思う。で、お聞きしているのは、国民の皆さん方に所

有権の境目と筆界と、どのように簡単に平易に説明して、そしてこの制度を利用しやすいものにしていただくか、誤解のないようにしていただくか。そういう意味でこの筆界の定義というのは大変重要じゃないかと、こんなふうにも思っているんですが、もう少し工夫はできないでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 私どもといたしましても、実はその点がこの制度の一つのポイントでございますので、この点を御理解いただくというのが大変に難しいと同時に大事であろうというふうに思っているわけでございます。

筆界というのは、先ほど申しましたように、所有権とは異なりますので、所有権の境とは違ふということをしる御説明をしなきゃならないだろうというふうに思います。所有権の境とは離れて、この土地が国として一つのものとして扱う境はどこかということが本来は決まっています。その本来決まっている線を見出すのがこの筆界特定手続だというような御説明になろうかと思えます。

○前川清成君 それじゃ、今のお答えに関連してお尋ねしますが、所有権の範囲とは別に、筆界を法務局において特定する制度を設ける、その必要性といえますか、その点についてお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 元々、おっしゃるとおり、紛争の当事者から見ますと、所有権の範囲を確定したいというのが実際の希望ではないかというところは私どもも十分認識はいたしております。

ただ、先ほど御質問しましたとおり、現実の占有あるいは現実の所有の範囲と筆界というのは本来はおおむね一致している、あるいは本来は全く一致していると言わなければならないと思いますが、それでも分かんなくなっているのが極めて多い、そういうケースが多いわけでございますので、私ども、仮に筆界というものと所有権の境というものがほとんどのケースにおいて食い違っている

というのが世の中の現実である場合には、こういう制度というのは機能しないだろうというふうな逆にも思われるわけでありまして。

多くは、所有権の境を見いだしてほしいというのは、結局のところ、筆界を見いだすと片付くケースがこれまた現実には、私ども、地図の整備作業の中で筆界未定の土地を探して、その当事者の方々に立会いをいたしているいろいろな御相談いたしますと、結局そういうことが多いわけでございます。そういう意味からも、このような手続を設けますと、現実の紛争あるいは現実の直面されているいろいろな困難、国民の方々が直面されている困難というのは大方解消できるのではないかと。そういうような、ややアバウトな言い方でございますけれども、現実的な立場に立つてこのような制度をつくっている、このように御理解をいただきたいということでございます。

○前川清成君 今の御説明とその百三十五条二項とが少し乖離するんじゃないかと思いますが、少し前に進めたいと思います。

それで、境界確定訴訟という制度があるわけですが、境界確定訴訟とは別に、今回この筆界特定制度を設けられた趣旨をお尋ねしたいと思えます。

何だか、聞いたところでは、当初の案ではもう境界確定訴訟をなくしてしまつてこの筆界特定制度一本にするというふうなお考えもあったかに聞いていますが、この制度を立ち上げる理由について伺いたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃいますとおり、この制度をつくるに当たりましては、専門家の皆様を中心といたしまして研究会を設けて、その研究会の御意見を聞きまして、それから政府としてどういう案を作るかという作業に入つたわけでございます。

その過程では、この手続というのをむしろ非常にメーンのものとしてとらえて、これによつてすべてを解決できるようにしようというところから、所有権の争いもこの手続の中で何とかあつて

ん等で解決できるようにできないかというような問題ですとか、元々効力を非常に強くして最後は行政訴訟で争うようにして、現在の境界確定訴訟、裁判所が行われておられます境界確定訴訟は廃止してはどうかというような考え方も浮上しておつたことは、これは事実でございます。

しかしながら、一つは、この制度の効力を強めてまして最終的に行政訴訟で争い、逆に境界確定訴訟を廃止するということになりまして、この手続の中に、相当いろいろなケースを考えた非常に複雑な手続も場合によっては組み込まなきゃならないということになるわけでございます。また、最終的に境界が決まったということになってそれが行政訴訟で争われても、行政訴訟で否定されるともう一度最初から手続が元へ戻つて、境界の新たな認定をした上で再び登記官によつてそれが確定されるというふうな、ぐるぐるの回りと言つてはややおバーカかもしれないんですが、というようなことにもなりかねないわけでございます。

他方、境界の紛争が非常に大規模な範囲で起こっている場合はともかくといたしまして、普通に一对一で境界の争いが起こっている場合においては、現に境界確定訴訟というものがあつて、それはそれなりに実績を上げておられておられ、裁判所におかれましては、かつては非常にこの訴訟は厄介なものとして、長い時間が掛かつて、手続も非常に複雑なもので、専門家もなかなかいなくて、厄介な訴訟の一つとして考えられていたわけでございますけれども、相当スピードアップをされて、新たに全くそのものを廃止して行政訴訟型にしてしまつたというほどのニーズが全体として圧倒的であると、あるいは、全体としてそちらの方がメリットが大きいというのは、どうもややそこまでは言えないんじゃないかなという見方が出てきたわけでございます。つまり、この新しい専門家と登記官とで行います手続というものの実績というのがまだ全くない段階で、それのみで行政訴訟でやつてしまつたというのは筋の上では一つのあり得る考え方ではありましようけ

れども、しかし、現実にはなかなか社会的に御理解を得られないのではないかとというようなところから、最終的にこの手続というのは、言わば登記官といたしましての認定を一つの非常に登記所としてその実質的な正しさというのを前面に出しはすれ、あくまで法律上の効力としては証明力にどう置く、こういう制度として組むのが一番現実的じゃないかというふうな考えをたわけでございます。

○前川清成君 今の大変難しいお答えでしたので、私なりに理解したところを申し上げますと、境界と所有権の範囲とおおむね一致しているという社会的事実を前提として、法務局によつて迅速に境界を確定しようと、筆界を確定しようと。それによつて所有権に関する紛争の処理を、所有権の範囲に関する国民の皆さんの、国民の間に存在する紛争を迅速に解決すると、こういう趣旨で裁判とは別に制度を設けたんだというふうに理解していいんですかね。

○政府参考人(寺田逸郎君) 私が、この手続を設ける際に、所有権についての当事者の御希望といえますか、その範囲がよく分かんなくなっているからはっきりさせてほしいという御希望が、現に境界が分からないという形で出てくるということとは社会的な事実としてはあるわけでございます。

したがって、当事者がそのことを意識された上で境界の確定がされればもうそれで事は解決するということにお思いであればこの手続が非常に有用であると、そういう場合が多いんじゃないかというふうな考えを御承知しております。もちろん、当事者の中には、境界というのは所有権と別のものというふうにお考えになって、それは所有権と別のものだから、しかしここでは所有権とは別のものの解決として出していたら分には構わないという、例えば相手方の当事者がそういうふうにお思いの場合は、それはそういう扱いをもちろんだと思います。そのために、先ほどおっしゃつたような調査委員というのはそのことを意識しながら手続を進めなきゃいけないということ

を決めているわけですが、しかし、当事者あるいは関係者の方々が先ほど申しましたような紛争の解決にとってこういう手続で十分だという場合には、これで相当多くの社会的な役割が果たせるわけですので、そういう意味でこの手続を新たに設けたと、こういう趣旨でございます。

○前川清成君　ですから、裁判とは別個にこの制度を設けたのは、簡易に、そして迅速に解決したい、そういう要望にこたえるためと理解していいんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君)　最低程度の手続的保障は必要でございますが、裁判をやるというほどの重たい手続というのを避けたいという方々にとつては、これは有用な手続であろうというふうに理解をいたしております。

○前川清成君　今のところは、例えば意見聴取の機会をどういうふうに運営していくとか、筆界特定登記官ですか、その主宰の下での手続を職権的に進めるか当事者的に進めるかというのにもかわってくると思うんですね。だから、大きな理念として、この筆界確定制度が早く早くを指すのか、高く丁寧を目指すのかというのは重要なところではないかと、そう思って今二度にわたってお尋ねしたんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君)　私もとして答えるとする、適正な価格で適正な手続でということに役所側から見るとなるわけでございますけれども、しかし、理念といたしましては、訴訟よりは低コストでということを意識いたしておりますし、またできるだけ当事者の方々の具体的なニーズに沿った手続のやり方をしたいと、このように考えているわけでございます。

○前川清成君　百二十三条は、一項で筆界の定義で、二項に筆界特定の定義を置いておられます。この筆界の特定についてなんですが、定義規定でありながら、筆界特定とは何か、位置を特定することと、問いをもつて答えてしまっているんですね。

そこで伺いたいんですが、この特定というのはどういう行為を指すのか、お伺いします。

○政府参考人(寺田逸郎君)　これは、具体的に申しますと、この線がこと、このAという土地とBという土地の筆界ですよということを定めること、これが特定でございます。具体的には、先ほど申し上げておりますとおり、裁判所における境界確定訴訟における確定とは異なりまして、その線を新たに引いて、その線で今後筆界が決まってしまう、それが争えないというものではございませんで、具体的にはここで「この章の定めるところにより」と書いてあるところから、結局のところ裏から分かるわけでございますけれども、争える、裁判では更に争えるもの、つまり先ほど申した証明力が与えられるのみで、最終的な確定の効力のないという定め方、これがここで言う特定ということになるということを意味しているわけでございます。

○前川清成君　定義としては特定書によって筆界を指し示すことと、こういうふうに理解していいんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君)　そのこと自体はそれとおりでございます。

○前川清成君　この法律に限らずなんですけれども、以前、民法の改正が問題になりましたときに電磁的記録物というのはどういう意味ですかというふうにお尋ねして、私も大臣もよく分かりませんねというお話をさせていただきました。今回、この筆界にしても筆界特定にしても、あるいは、もうお尋ねしませんが、四号で関係土地の定義も挙がっています。これ、ちよつとこの関係土地という日本語、関係土地に関する日本語を読んだだけでイメージとして理解できる方というのは少ないんじゃないかなと思うんですけれども、もう少しその法律が市民にとって利用しやすいものにするためにはできるだけ分かりやすい日本語で表記すると、そういう御努力、これはもちろんしていただいていると思いますが、これから更にお続けいただきたいということを特にお願

いしたいと思います。

次なんですが、吉田委員からの質問にもありましたが、その質問に答えて大臣も地図の重要性について言及されました。これ、お答えいただくのは民事局長で結構なんですが、不動産登記法十四条で言う地図、十四条一項に言う地図ですね、これは何なのか、ちよつと定義をお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君)　不動産登記法の十四条の地図は、その地図をもつて現地がどこか分かるということが一番のポイントでございます。

○前川清成君　ですから、定義としてはどうなるんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君)　区画を明確にし、地番を表示するというところで、区画を明確にするということがここのポイントでございます。

○前川清成君　十四条、不動産登記法十四条二項にあります、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成され、土地の区画を明確にし、かつ地番を表示した地図と、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府参考人(寺田逸郎君)　そのとおりでございます。

○前川清成君　そこで伺いたいんですが、地積測量図というのがよく日本語として使われます。この地積測量図というのはどういうものなのか、そしてこの地積測量図が十四条一項に言う地図に当たるのかどうか、併せてお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君)　この地積測量図は、表示登記の申請をされる際に添付しなければならぬ図面の一つでございます。土地の分筆等があります際に、その新たな土地が生ずるわけでございますので、その土地の区画をそれ自体として明らかにするものが地積測量図ということになるわけでございます。

○前川清成君　ですから、十四条一項に言う地図には当たらないんですね。だから、どの点で当たらない。

○政府参考人(寺田逸郎君)　十四条一項の地図といひますのは、これはその土地の位置関係、区画を全体的に明らかにして公示するために設けているものでございます。地積測量図というのは、これは申請書の附属書類ということで、必ずしも全体に土地の位置関係を示すものとして公示するものとして不動産登記法上設けられたものではございません。

○前川清成君　先ほど吉田委員の質問にもありましたが、公図というのがあります。公図やこの地積測量図が十四条四号に言う地図に準ずる図面と、こういうことでよろしいでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君)　いわゆる公図、つまり明治時代にできました台帳附属地図は、これは準地図、地図に準ずる図面として扱ってございまして、地積測量図は地図に準ずる図面という扱いをしておりません。

○前川清成君　地積測量図が地図に準ずる図面として扱われていないのは、全体の位置関係がはっきりしていない、その土地の形状、面積は指し示しているけれども、隣の土地や周辺との関係が明らかではないから、こういうことですね。

○政府参考人(寺田逸郎君)　その周辺の土地、特に問題となる分筆ですと、その反対側の分筆されるべき土地というのの位置関係は地積測量図によつても明らかにするわけでございますけれども、これは元々そういうことを外部にそのことによつて位置関係を示すものとして作られているわけではないということをお申し上げしているわけでございます。

○前川清成君　今、以上のことを前提にちよつとお伺いしたいんですが、たしか二月に奈良県の土地家屋調査士会さんがシンポジウムを開かれました。私も滝副大臣も出席をさせていただいたんですが、そのときに、土地家屋調査士会が実費を四百万お出しになって、皆さん方の手弁当でGPSを使つて測量をされました。

今のお話で、例えば地積測量図については全体としての位置関係がはっきりしないということ

あれば、このGPSを使うことによって絶対値といえますか、地球上のどの土地かというのがはつきりするわけですから、このGPSを活用することによって地積測量図を十四条一項に言う図面として活用できないものだろうか、こんなふうに思っているんですが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 仮に、すべての土地に地積測量図というものが存在するという前提でお考えになれますと、今のようなお立場も決して理論的に間違っているわけではございません。GPSを使うかどうかはともかくといたしまして、全体としての位置関係が分かり、かつ、それ自体として区画が明確であれば、それはそれをつなぎ合わせることで法十四条の地図になり得ることも否定できないわけではございません。

ただ、問題は、地積測量図というのはあくまで新しい申請、表示登記の申請の際に当事者から附属書類として出される、申請書の附属書類として出されるもので、全体をカバーするものではないわけではございません。そこが一番の今おっしゃったことを実現しようとする場合のネックということになるかと思えます。

○前川清成君 百二十五条で、「筆界特定は、筆界特定登記官が行う。」と、こういうような条文があります。

そこでちょっと伺いたいんですが、登記官がどういような仕事をされているのかというと、残念ながら国民の皆さん方にとっては余り身近なものではないように思えます。登記官というのがどういような仕事なのかというのを簡単にお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 現在、登記官というのは、登記官という名前の付いた者に限らず、登記に従事している者全体でいいますと、約一万人法務局にいるわけではございません。この登記官は、元々明治の時代から裁判所の書記官の位を持つ者が登記を扱っていたという伝統をくむものでございまして、戦後、登記が裁判所から分かれまして法務局の仕事になった場合に登記全体を扱ってお

ります。

ただ、今委員の御指摘になりましたとおり、戦後、登記制度ができました際は、あくまで所有権の移転でございすとか、あるいは抵当権の設定でございすとか、そういう権利の登記が中心でございすので、この間の登記官というの基本的には当事者の申請によってその書類上の誤りがないかどうかというのを確認して最終的に登記簿上にデータとして記録をします、そういう役目を担っていたわけではございません。ところが、昭和三十五年にそれまで税務署が持っておりましてこの表示登記の前身であります台帳事務というのが移管された後に、それ、並行して法務局がそれを持ってたわけではございませんけれども、それが昭和三十五年に登記という形で一元化されて表示登記になったわけではございません。

それ以後、登記官の仕事というののも二つに大きく分けて分かれるわけではございまして、一つは、先ほど申しました書類上の審査というのが非常に大きな中心になります権利の登記の登記官でございす。他方、新しくできました表示登記においては職権主義も規定されておまして、この職権主義も背景に当事者の申請があつて、それが疑わしい場合には自ら現地に赴いて、例えば建物の床面積が本当に正しいのかどうか、あるいは土地の境界とこの申請どおりなのかということ調査できる、そういう権限も持っているわけではございまして、言ってみれば権利の登記を担当いたします登記官に比べまして外回りの仕事もこなす、非常にどちらかというと動的な性格を持つ審査、こういうものを担当している登記官もいるわけではございす。

○前川清成君 それで、登記官の方がどのように採用されているのかということ、特に表示登記に関して、この法案についてですから表示登記について結構ですので、資質や能力について伺いたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、通常の法務局の職員というのがまず土台にあるわけではござい

ます。先ほど申しましたように、全国にこれに係する者は約一万人いるわけではございすますが、様々な法律の素養を必要とする戸籍でありますとか、あるいは供託でありますとか、そういうのを含めまして法務局の中で様々な法律事務を行うわけではございす。その者の中から、二十年以上の経験がありまして、特にこの分野で十分にやっていくというのを法務局側で判定をいたしました登記官に任命すると、こういう仕組みになっております。

○前川清成君 ちょっと法務局で認定すると言われるとどうい能力でどうい資質なのかよく分からないんですが、その筆界の特定に関して、境界を決めるに当たって具体的にどのような能力をお持ちなんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今申し上げました登記官の中から、特に表示登記の専門家をどうやって見いだすかということでございすますが、これは今登記官を養成する過程でもそうではございす。その後においても、表示登記というのが法務局の中で比較的新しい事務であり、かつ職権的な権限の行使も非常に重要な事務であるということから、中心となります者は六か月間の測量研修を含めて様々な研修を表示登記について行った上で、表示登記の専門の者を表示登記専門官というように任命をいたしております。

今回、この境界の確定、境界の特定に当たる登記官というのはそういう表示登記の専門家の中から特にベテランで、これまで以上申し上げたような様々な職務上の経験と訓練、で、併せまして、特に最近では地図の備付けが必ずしも十分でないということから法務局自ら地図の作成作業に当たっているわけではございす。そういう作業の中心となつてこの筆界の事務に精通した者と、こういう者を充てたいと、このように考えているわけではございす。

○前川清成君 寺田さんのお話にありましたように、まず法務局に採用されると、そこからある一定の能力を持った人が表示登記に関する登記官に

任命されると、こういうことですね。

そこでお伺いしたいのは、どのような能力があればその登記官に任命されるのかどうか。今おっしゃっていたように、ただ長期間勤めれば自動的に登記官になれるというのではないと思ひますし、六か月間測量の学校へ行けばそれだけでなれるというものでもないと思ひます。今回、その筆界を登記官の方がお決めになると、準司法的な機能を与えるわけですから、登記官はこういうような能力を持っていますと、だから筆界を特定することができるといふふうな御説明いただかないと国民は安心してこの制度を利用できないんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるのはそのとおりではございす。

この登記官は、具体的に、先ほど申しましたように現在の表示登記の中でも様々、現地へ出掛けてまして当事者の方々といろいろな場面で協議をさせていたと、これは公式には協議じゃございせん、でも、もちろん事実認定の一環でございす。そういう面でも折衝技術というのを身に付けておる者が非常に多くなつてきております。

他方、法務局の仕事の中でも訟務が一番典型でございすけれども、手続的な保障ということについて相当に踏み込んだいろいろな職務上の経験もいたしております。また、基本的には権利の登記もそうでございすけれども、私どもの仕事というのは当事者の間に利害の対立というのがあることをある程度前提にせざるを得ないような仕事でございす。手続的な公正さ、手続的な保障というものについての意識を非常に高く持たなければならぬわけではございす。

現実にはどのような者を任命するかということになりますと、これは人事の一環でもございすので、なかなか総合的にこれだということをおっしゃるのには難しいわけではございす。以上言つたような側面というのを総合的に判断いたしまして表示登記の専門の登記官に任命しているのが現実でございす。その中から特に信頼する

に足る者をここで言う筆界特定登記官に任命したいと、このように考えているわけでございます。

○前川清成君 私がお聞きしているのは、経験やこれまでどういう仕事をしていたんですか、それをお聞きしているんじゃないんです。現地に行ったことがある、ベテランです、六か月以上測量の学校に通いました、それだけで筆界を決める権限を持つ特定登記官に任命していただいたら困るわけです。私がお聞きしているのは、筆界の確定に当たってどのような具体的なノウハウを持つておられるんですか、能力を持つておられるんですかと。逆の言い方をすると、どのような基準でその特定を定める登記官を任命するんですかということをお伺いしたいわけです。そうでないと国民は安心してこの制度を使えません。お願いします。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほど申し上げましたように、短い条件というのを申し上げるのは困難でございますけれども、しかしながら、これは当事者の間の権利の確定ではございませんけれども、しかしそれに非常に深くかかわっていることとございますので、そういう手続的公正さということについての意識というのが非常に高いということが何よりも条件であるかと思えます。また、仕事上のノウハウと申しますか、能力の上では表示登記の知識、それからこの筆界というものの歴史を含めた知識、そういうものが大変に重要であろうかと思っております。

○前川清成君 時間がありませんので、午後には。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津敏子でございます。

既に様々な角度から同僚議員より詳細な質疑が行われてまいりましたので、私は可能な限り重複しないように質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、法務大臣に、今回の改正の背景事情及びメリットについてお伺いいたしますが、今回の不動産登記法改正によりまして、筆界特定登記官が筆界の位置を特定する制度を創設するということとされておりますが、このような改正をする

背景としてどのような事情があり、また、この制度を創設することにより国民の皆様にとつてどのようなメリットがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(南野知恵子君) 今回の改正の背景といたしましては、平成十五年六月、都市再生本部から、民活と各省連携による地籍整備の促進というような方針が示されたものでございます。都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進するということとされたことでございますが、また同時に最近では、裁判以外の専門家を活用した手続によりまして国民の権利の実現や保護を図るということも重要であると認識されております。

先生お尋ねの筆界特定制度は、一方の土地の所有権登記名義人などの申請によりまして、筆界特定登記官が外部専門家の意見を踏まえまして筆界を特定する制度でございます。

例えば、筆界の登記をしたり、分筆の登記をしたり、地図を作成します作業の中で筆界に争いがあることが判明いたしました場合など、筆界確定訴訟によるまでもなく、境界確定訴訟によるまでもなく、申請に基づきまして必要な資料を収集し、簡易かつ適正に筆界を特定するためであるということでございます。

また、したがっていまして、筆界特定制度には、当事者から見ますと、境界確定訴訟のように隣人を訴えたり、またかつ、証拠資料を自ら集めなければならぬというようなこともございますので、そういう負担を負うことがないように筆界につきましても公の機関の判断を求めることができるということが一つのメリットであろうかと思っております。

○浜四津敏子君 今の御説明によりまして、この制度の目的は、土地の筆界の迅速適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資すると、こういうこととされております。

そこで、まず、議論の前提として伺いますが、筆界特定制度が対象とする筆界とはどのようなもの

なのか。境界確定訴訟は公法上の境界を対象とすると、こう言われておりますが、筆界特定が対象とする筆界はこれと同じものなのか、別のものなのか、法務省にお伺いいたします。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、結論といたしましては、先ほど来申し上げておりますとおり、境界確定訴訟の対象となる境界と、筆界特定制度の下での筆界というのは同じものでございます。元々、この筆界特定制度が対象とする筆界というのは、境界確定訴訟と同様に、所有権とは別に、公法上一つのものの範囲の外周、隣のものとの境界別するものという意味での概念でございます。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは二つのポイントでございます。一つは、現実の問題といたしまして、相当多くの部分が筆界の確定により所有権についての様々な両者間のトラブルを含めた問題というのが解決することが現実として多いであろうというように考えられることとございます。

筆界特定手続と境界確定訴訟は、いずれも公法上の境界を対象とするものでございまして、この二つの手続の関係についてでございますけれども、一方が他方に前置されるわけでもなく、併存する関係になると考えてよいのでございましょうか。その場合、二つの制度は相互にどのような関係に立つことになるのでしょうか、お伺いいたします。

○大臣政務官(富田茂之君) 筆界特定手続は、境界確定訴訟を提起する場合の必要の前置手続ではございません。したがって、筆界特定手続を経ることなく境界確定訴訟を提起することも可能でございまして、境界確定訴訟が提起された後、その確定前であれば当事者の申請により筆界特定制度を利用することがございます。

両者の関係についてですが、筆界特定がされた後、境界確定訴訟が提起された場合には、裁判所は、筆界特定の結果を裁判の資料として利用し、争点整理等に活用することがございます。

仮に境界確定訴訟と並行して筆界特定手続が行われることになった場合には、境界確定訴訟が係属する個々の裁判所の判断によりまして、筆界特定が終了することが見込まれる時期に訴訟の進行を合わせる等の方法により両手続の連携を図ることができると考えております。

○浜四津敏子君 筆界をめぐる紛争を解決すると

いう観点からは、筆界を法的に確定する効力が必要だという考え方もあるのではないかと思います。筆界特定が登記官の認識を示すにすぎず、筆界の位置を法的に確定する効力はないとすれば、わざわざ法的な効力のない制度を設ける意義はどこにあるのでしょうか、法務省にお伺いいたします。

もう一つは、裁判所の境界確定訴訟といえますのは、これは先ほど申し上げましたとおり、非常に実績もあり、かつ長い歴史で非常な信用もあるわけでございますけれども、他方、何といたしましても、やや重たい手続、時間も掛かる手続ではございまして、それに、全体として土地がどういう状態になるかということを広い範囲で首尾一貫して確定するということを必ずしも意識されない手続でございます。

逆に、このような登記所を中心といたします、調査委員の方々のノウハウもあつた上で、その資料を利用して専門家とともに認定するわけでございますから、効力は仮に証明する程度の弱いものでありまして、現実には大きな効果を発揮し、これが裁判所においても利用できるという余地も十分に残されているわけでございますので、その二つの面で十分に意味があるというふうに考えております。

○浜四津敏子君 法案第四百三十三条によれば、筆界特定登記官は、筆界調査委員の意見が提出されたときは、その意見を踏まえ、対象土地の筆界特定をなし、こういうふうな定められております。これは筆界登記官が筆界調査委員の意見を踏まえて特定するものと。

筆界調査委員という外部専門家を関与させる制度にした理由はどこにあるのでしょうか、法務省にお伺いいたします。

○政府参考人(寺田逸郎君) 外部専門家の方々はこの分野において非常に実績をお持ちで、社会的に評価されるようなそういう方々、多くなくておられます。こういう方々の知見を活用することによって、公的機関が示す判断というのよりも正確になるというねらいがございます。そういうことで、正確になりますと、これが結局はこの制度の信用というものを増すということになります。

何といいたしても、土地の境界、筆界をめぐる手続というのはなかなか当事者の御納得が得られないと最終的な意味での紛争の解決にはならないわけでございます。そういう意味で、外部の方々のお知恵、お知見というものを十分に活用して、その信用性が高まるということによってこの制度のねらいが生きてくるんじゃないかというふうに考えているわけでございます。

○浜四津敏子君 法案第二百二十八条には、筆界調査委員の欠格事由が列挙してあります。それによれば、弁護士法、司法書士法、土地家屋調査士法の規定による懲戒処分により、除名又は業務の停止の処分を受けたこと、公務員で懲戒免職の処分を受けたことが列挙されております。

なぜ、これらの士業及び公務員についてののみあえて欠格事由として法定されているのか、お伺いいたします。

○政府参考人(寺田逸郎君) この筆界調査委員というのは、筆界特定についての事実の調査を行うという仕事でございます。特別にどういう資格でなければならないということが法律上決まっています。

いるわけではございません。

しかし、現実には、そのような専門的知識経験を有する者として、表示登記の専門家でおられます土地家屋調査士の皆さん、あるいは境界確定訴訟についての代理業務をこれまで行ってきた弁護士、あるいは簡易裁判所における認定司法書士の皆さん、これらの方々が代表的であり、それらの方々以外に資格者としてはなかなか考えにくいところがございます。

それで、この資格を有する方々がそれぞれの業法に基づく懲戒処分を受けておられる場合には、これはやはり典型的にこの委員をしていただくのはやや難しいかなというふうに考えられますので、法欠格事由として規定したわけでございます。また、この仕事自体は公務でございますので、公務員として過去に懲戒処分を受けた方々、これもやはり適当ではないのではないかと、こういうことで欠格事由としてそれらも挙げたわけでございます。

○浜四津敏子君 次に、法案第二百七条一項には、「筆界調査委員若干人を置く。」と、こう規定してあります。

つまり、筆界調査委員というのが複数になることも予定されているようですが、このような場合、筆界調査委員が調査及び意見の提出をするに当たり調整や連携が図られるような仕組みになっているのでしょうか。具体的に調査及び意見の提出がどのように行われるのかについてお伺いいたします。

○政府参考人(寺田逸郎君) 非常にややこしい事件になりますいろいろな方々の御参加をいただくかなければなりません。また、非常に大規模な筆界確定になりますと、これは相当地域的にも広いということ、複数の方々に分担していただくということも実務の運用としては考えなきゃならないわけでございます。

そういうことから、ここでは複数の筆界調査委員が置かれるということも予定されているわけでございますけれども、現実にはこれらの方々の間

で、当然のことながら、例えばある筆界と次の筆界とを分担される場合にはその間の意見調整が必要でございますし、また権利の歴史の部分でありますとかあるいは測量の部分でありますとか、そういう分担になりますけれどもそれらの間でも当然調整が必要になるわけでございます。もちろん、合議体を構成するということによって多数決で決まるわけでございます。それぞれ御意見をお持ちの場合にはそれぞれ御意見をお出しいただくというにはなるわけでございますけれども、しかし実際にはすり合わせをなされた上で意見の一致が見られるような運用が図られるということをお願いしているわけでございます。

○浜四津敏子君 法案第三百三十二条には、申請の却下をするべき場合を列挙してありますが、その一項五号によれば、「申請が対象土地の所有権の境界の特定その他筆界特定以外の事項を目的とするものと認められるとき。」と、その場合には申請を却下しなければならないとされております。

しかし、多くの申請人は筆界と所有権界とが一致していることを前提として筆界特定を申請するものと思われま。そうだとしますと、多くの場合に申請は却下されることになってしまうのではないのでしょうか。なぜこれが却下事由とされているのか、その理由についてお伺いいたします。

○政府参考人(寺田逸郎君) これが所有権の境界確定ということになりますと、これは先ほども申し上げましたとおり、本来は司法作用に属することでございますので、それを行政手続で行うということとは適当でないということから、これはあくまで公法上の線であり筆界というものの認定ということを中心とした手続にとどめているわけでございます。

したがって、形式的にはなるわけでございますけれども、仮に所有権の線を引いてくださいという申立てであることが分かった場合には、それは却下せざるを得ないと、事の性質上そういうことになるわけでございます。

ながら、当事者がどこまでそれを意識してきたかということを確認するということも必要でございます。確かめた上で、それが結局のところ、筆界の確定、筆界の特定をしてもええそれで所有権の争いも片付くからそうしてほしいということであれば、これはこの手続を御利用、そのまま御利用いただいてよろしいわけでございます。あくまで、いや、ここではどうも筆界のラインと所有権のラインが違っているやうだと、しかし私は一発で解決してほしいので所有権もお願いますというふうになりますとこの手続は利用できない。そういう、余り恐らく例はないであろうことのためにこの規定を対処するための規定として置いているわけでございます。

○浜四津敏子君 次に、法務副大臣にお伺いいたします。

今回の改正案は、筆界特定制度を創設するだけでなく、司法書士法及び土地家屋調査士法を改正し、司法書士及び土地家屋調査士に新たな権限を与えるということになるわけですが、この改正はどのような背景に基づくもので、どのような意義を持つものなのでしょうか、お伺いいたします。

○副大臣(滝実君) 一連の司法制度改革につきまして、当法務委員会でもいろいろな法律を御審議をさせていただいてきたわけでございますけれども、その司法制度改革の一環として、法律専門職だけでなく隣接法律の領域の皆さん方にもその専門的な知識を生かして活動してもらわなければこれからの日本の法制度というのはいままでと違って、こういうようなことがございまして、そういう意味で、言わば民事における民間の紛争手続についても、隣接法律専門職種の皆さん方に代理業務始めそういうものにかかわっていただくと、こういうようなことになっているわけでございます。

そこで、今回の法案を出すに当たりまして、特に司法書士あるいは土地家屋調査士、この皆さん方は既に紛争解決のための研修を積んでおられる、あるいは実績も、相談業務としての実績も積

んでおられる、そういうこともございますので、この紛争解決のための代理業務というものを、この法律で、言わばこの種のものとしては初めてでございますけれども、代理業務ということもこの中で規定させていただくと、こういうことでございますし、また司法書士については、上訴の手続も従来よりは幅を広げてきたと、こういうようなことでございます。

したがって、そういう意味では、それなりの専門的な知識をこれによって生かしていただく、紛争もこの中で解決していただくということでございますから、かなりスピーディーな解決がこの法律によって図られると、こういうことだと思っております。

○浜四津敏子君 最後に、政務官にお伺いいたします。

簡裁訴訟代理関係業務を行うことができる司法書士に対しては、今回の改正により更に多くの権限が与えられるわけですが、改正法が成立した場合には司法書士にはどのような役割が期待されることになるのでしょうか。

また、土地家屋調査士にとっては、民事に関する紛争について、当事者を代理することができるようになることとなります。また、筆界特定の手続についての代理はすべての土地家屋調査士に認められることとなります。改正法が成立した場合には、土地家屋調査士の皆さんにどのような役割が期待されることになるのでしょうか、お伺いいたします。

○大臣政務官(富田茂之君) まず、司法書士の先生方についてありますが、法務大臣の認定を受けた司法書士は、今回の改正により一定の範囲で筆界特定手続についての代理業務を行うことができることとなるほか、簡裁におきまして、自ら代理人として関与している事件についての上訴の提起、紛争の目的の価額が百四十万を超えない事件についての仲裁手続の代理ができることとなります。

専門的知識と豊富な経験を生かして、今回の改正で新たに追加された権限を適切に行使し、国民の権利の保護に一層寄与することとなることを期待しております。

次に、土地家屋調査士の先生方についてであります。土地家屋調査士は、今回の改正により筆界特定手続についての代理業務を行うことができることとなるほか、一定の研修を経た上で、筆界が明らかでないことを原因とする民事紛争について、民間紛争解決手続についての代理業務を弁護士との共同受任により行うことができることとなります。また、今回の改正において導入される筆界調査委員につきましては、多くの場合、筆界の専門家である土地家屋調査士が筆界調査委員となることが想定されているところであります。

したがって、土地家屋調査士につきましては、筆界特定手続の代理人や筆界調査委員として新しい制度の円滑な運用のために中心的な役割を果たすとともに、その専門的知識を生かして民間紛争解決手続における代理業務を行うことにより、国民の権利の保護に一層寄与することが期待されていると考えております。

○浜四津敏子君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

境界確定訴訟がいろんな点で使い勝手が悪いということが言われてまいりました。今回の筆界特定の制度がうまく運用されれば、大変国民の利便の向上になると思っております。

そこでまず、筆界特定の制度、登記の問題についてお聞きをいたします。

境界確定訴訟の場合に、訴訟は裁判所、登記事務は法務省と別々に行われていることから、連携が図られていないという問題がしばしば指摘をされてまいりました。この新たな筆界特定の場合には、その結果がどういうふうに登録に反映をされていくのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この筆界特定手続が行われました結果、登記簿に記載された地積が、これが誤りだったと、あるいはこの特定された筆

界が登記所の備付地図と一致していないというように、なことが分かったということになりますと、地積更正あるいは地図の訂正をするという必要が生ずるわけでございます。これは、現在のところは当然のことながら表示登記の一環でございますので、当事者からの申請、訂正申請等に基づいて行われるわけでございます。もちろん、この場合の手続においてもそのとおりでございます。

ただ、この筆界特定の結果、結局、その土地の周辺の土地との関係が全体として一義的に決まってしまうということが登記所において明らかに分かるということになりますと、これは登記所は職権でも地図の訂正等ができることになるわけでございます。そういう面で、従前よりはスムーズな関係が維持できているというふうに考えております。

○井上哲士君 当事者からその手続がない場合、筆界は特定したけれども登記の手続がない場合というのはどういうふうになるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 基本的には当事者の申請あるいは申出を待つということになるわけでございますけれども、それでも、そういうものがなくて、かつ、今申し上げましたように全体としてその土地の位置が一義的に決まる程度に明らかであると、つまり問題の、特定された筆界以外の筆界も全部明らかであるということになりますと、これは職権でも地図の訂正ができることとなります。ですから、そういう扱いをすることも十分登記所としては考えているわけでございます。

○井上哲士君 その四辺が特定されていない、かつ当事者の申請がないという場合は、実際にはこれは筆界特定をされているということとは、そうすると、登記簿上は全然分らないということなんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 登記手続の上では、この登記簿上に筆界特定がされたということは、その旨が明らかにされます。しかし、今申し上げましたのは地図の訂正等で、自動的に地図が訂正されるかという、これは必ずしもそうではない

ということを申し上げているわけでございます。

○井上哲士君 そうすると、登記簿上にこういうふうな筆界特定がされたという中身も含めて書かれるということになるのか、何らかの書類添付をするようなことになるのか、そこはどのようになりますか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この筆界特定の特定書というものがどういう形であるかということ、まだ実務上は、法律上は何も決まっておられませんけれども、その番号と、特定書の番号と登記簿上の記載とがつながりが持てるような形で明らかになるということでございます。

○井上哲士君 そうすると、登記簿上に書かれた番号を見て、筆界特定がどういうふうなされたかということが、まあ言わばインデックス機能みたいな形で国民に分かるようになると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) そのとおりでございます。

○井上哲士君 この筆界を特定をした場合は、境界確定訴訟が提起されても、この筆界が、判決が確定するまでは筆界が効力を有するということがだと思っておりますが、民事調停などの場合は訴訟が提起されたと決定などが無効になるとのこととの関係でいいますと、どうしてこの制度の場合は訴訟が提起をされても効力を有するという形になっているのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、登記所としてのこの筆界特定の手続としてはもう最終的な結論が出ていますので、それはそういう意味では明らかに登記簿上もするという仕切りでございます。

したがって、当然、逆に申し上げますと、この筆界特定の効力というのはあくまで証明力にすぎないということに関係者の方々には御説明する、そういう周知徹底策というものを別に取らなきやならないということは十分認識いたしております。

従来から、裁判所における境界確定訴訟とのつ

ながりが無いという問題がございまして、私どももそこはいろいろと裁判所の方とも今後御連絡を取って様々な解決策を考えていかなきゃならないというふうに思いますが、境界確定訴訟の結果が登記簿上に一対一の関係で必ず反映されるということでないのはおっしゃるとおりでございまして、提起された後に、したがって、その提起された訴訟によってこの筆界特定手続の結果というのが覆ることは今度の新しい規定によっても明らかにされているところでございますけれども、それはそれでやむを得ないというふうには思います。従前と状況としては残念ながらそこは変わりがないというところでございます。

○井上哲士君 そうしますと、筆界特定がされて、それに当事者が異議があつて訴訟が提起をされても、手続があれば登記は行われるということになります。

そうしますと、見掛け上は紛争が解決をしたように見えるけれども、実は紛争は続いているということになるわけですね。それを知らずに、例えば第三者がその土地を不当な売買で取得をするというような可能性もあると思うんですが、例えば訴訟が提起をされた場合には登記への反映を保留をするとか、いろんな工夫はできるんじゃないかと思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、ここは運用の工夫である程度はカバーできるかなとも思っております。例えば、筆界の特定手続が終わりまして、先ほど申したように当事者からの申請あるいは職権でそのことを地図の訂正等に反映できる状況になりましたら、現実には登記所の方で境界確定訴訟が提起されたということが分れば、それは地図の訂正等はしばらく保留するということのようなことも運用としてはあり得るわけでございます。それには、一つは裁判所から、裁判上の運用の問題ではございますけれども、しかし境界確定訴訟が提起された、あるいは判決が確定したということの御連絡をいただくのがベストということになるわけでございます。

そこには裁判との問題で様々、一義的にそういうことを決めることについての問題点もあるうかとは思いますが、しかし、当事者の方の御利便を考慮するならばそういうことが望ましいというふうに、今後、次第に意識されていくだろうというふうにも見込んでおります。したがって、裁判所ともこの点は十分に御協議を申し上げたいというふうに思っております。

○井上哲士君 この制度を利用する上でやはり費用の問題というのがあるわけですね。

去年、当委員会が派遣で愛知に行きましたときに、愛知県の土地家屋調査士会の代表からいろいろなお話聞いたんですが、境界紛争の当事者として相手が県とか国とか市町村という場合があると。ところが、この愛知のお話でいいますと、そういう事件があつても相手の自治体の方が予算がないから応じられないと、こういうケースもあるというお話を聞くんですね。

やはり、今回のこの手続というのがある意味では本来国の責任で行うべき問題だということも、衆議院でもいろんな御答弁でもあるわけですが、少なくとも一方の当事者が国や地方自治体の場合には必ず共同申請になると、そして負担を軽減すると、国民の。こういうことは是非徹底をさせていただきたいと思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは実際はなかなか難しい問題でございます。どんな場合にでも、このような場合に官側にも特定手続を取るような申請をするということになりますと、普通に民と民との間では申立人、申請者側に費用が課せられるということに対して、その境目の相手方が官であればその費用の負担は応分にということになるというの必ずしも納得できる制度設計かどうか、それは大いに議論のあるところではないかというふうに思われます。

また、私どもとしては、当然その相手が官であるからといって、その境界に接しられておられる当事者の方がいつも濫用的に申立てをされ

ると思いませんけれども、しかし濫用的に申立てをされることもまた考えておかなきゃならないので、その場合に官が必ずそれに応じなきゃならないというのいかがかと思うわけでございます。

そういう意味で、この問題について必ず官の側も申立てをしていただかなきゃならないという運用をするのは適当ではないと思っておりますけれども、しかし、現実には官の側、官民の境界というものについてはいろんな経緯が起つて、相当官の側にその境界線を明らかにすべき立場にありになるケースもないわけではございません。で、事実によつては筆界特定登記官においてそういう相手方の方、特に相手方の管理をしておられる官の側にそういう申立てをするように促す場合もないわけではないというふうにも思っております。

○井上哲士君 大変歯切れの悪い御答弁なんです。去年お聞きしたのは、実際には必要な場合であっても、自治体の方が予算処置がしてないからということと断る場合もあるというお話なんです。ですから、こういう制度をよくやはり地方自治体にも徹底もそうですし、特にやはり国が当事者の場合はやはり基本的にこの共同申請になるということと、本来国が決めるべき公的な性格を保持したものですから、そういう運用を是非徹底をさせていただきたいと思えます。

最後にもう一つ、費用の点でいいますと、どれだけ費用が掛かるのかよく分からないという不安があると思うんですね。この手続の場合、どの範囲まで例えば測量するかということも調査委員の方が決めるということになりますから、申請人から見ますと、どれぐらいの費用が一体掛かるんだらうかというのが見えにくいというのがあると思いますが、その辺、使いやすくなる上でどういう運用上の工夫をされているのか、お願いします。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは境界確定訴訟においてもかねてから指摘されているわけでございますけれども、一体どのぐらいの費用について

当事者が負担しなきゃならないかということが必ずしも明らかでない。そのことが紛争の解決を妨げているという面もないわけではございません。

私ども、今の段階で一義的にこういうケースが多くて、こういうケースがどのぐらい負担が現にあるかということも明らかにするだけの準備がないわけでございますけれども、しかし、この制度がスタートいたしましてある程度実績ができましたら、これを相当パターン化してお示しできるという工夫はしたいと思っております。

また、現にこの手続がスタートした個別のケースにおいても、できるだけ早くその当事者の方に一体どのぐらいの御負担があるか、これは非常に重要な問題でございますので、当事者の方にとつては、そのことを明らかにできるような運用を登記官の方あるいは調査委員とも協力して、そういうような運用になるように努力をしたいというふうに考えております。

○委員長(渡辺孝男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時開会

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、不動産登記法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、お手元に配付の名簿のとおり、三名の参考人の方から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、弁護士・日本弁護士連合会副会長益田哲生君、日本司法書士会連合会会長中村邦夫君及び日本土地家屋調査士会連合会会長西本孔昭君でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をい

ただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様方から忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、本委員会における今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事の進め方について申し上げます。まず、益田参考人、中村参考人、西本参考人の順に、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただきまして、その後、各委員の質疑にお答えいただきますことと存じます。

なお、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。それでは、益田参考人からお願いたします。

○参考人(益田哲生君) 日本弁護士連合会の副会長の益田でございます。

本法案につきまして、私どもの意見を申し述べたいと思います。

それでは、恐縮です、座ってやらせていただきますので。

本法案につきまして、まず結論から申し上げますと、私は、司法書士法の改正部分のうち、上訴の提起の代理業務について、後に指摘いたします点を除き、それについては基本的に反対するものではございません。特に、土地の筆界特定手続につきましては、運用いかによっては現在の制度よりも簡易迅速に土地の境界が確定するのではないかと期待するものであります。

御承知のとおり、現在、土地の境界をめぐる紛争につきましては、最終的には裁判所における境界確定訴訟においてその解決が図られているわけですが、当事者が適切な訴訟資料を提出できない等の事情から判決までに相当時日を要することがございまして、これでは有効な紛争解決制度として機能してはいないのかとの指摘を受けております。境界の確定をもっと円滑に行うことが

できないのかと、こういった御要請があることは私どももよう承知しておるところでございます。しかしながら、この土地の境界をめぐる紛争は国民の権利義務に影響を及ぼす争い事の最たるものですから、その解決に当たりましては、国民の裁判を受ける権利を十二分に保障したものでなければならぬと考えます。

当初示されていた土地境界確定制度では、境界確定登記官は土地所有者からの申請がなくとも職権で境界確定の手続を開始することができ、しかも境界確定登記官が行った境界確定の処分につきましては行政事件訴訟法に基づく取消し訴訟等でのみ争うことができて、現下、現在認められております民事訴訟としての境界確定訴訟は提起することができないとされるなど、国民の裁判を受ける権利に重大な影響を及ぼすものでした。

これに比して、今回示されました土地筆界特定制度は、あくまで関係者の申請に基づき手続が開始されることとされておりますし、筆界特定登記官が行った筆界特定について不服あるときは従来どおり裁判所に境界確定訴訟を提起することができると、国民の裁判を受ける権利に対して一定の配慮がなされておりました、私どもとしてもこれを評価するものであります。

しかしながら、この制度の運用に当たりましては、以下のような点についてなお十分な配慮、対応が必要ではないかと考えるものです。

まず第一点ですが、手続上、当事者に十分な主張、立証の機会を与える必要があると考えております。筆界の特定、確定といえますのは公法上のものですから、直接国民の権利義務に影響を及ぼさないという考えがございまして、確かに概念上は、筆界とは登記された一筆の区画の土地とこれに隣接する他の土地との公法上の境界であり、個人の土地所有権の範囲を画する私法上の境界、いわゆる所有権界とは異なることとされております。しかしながら、筆界確定は所有権の範囲に実質的に大きな影響を与えるものです。

恐縮ですが、お手元の図をこらください。

この図は、左側の一番の土地を甲が所有し、右側の二番の土地を乙が所有していたといたします。甲が図のように建物建てたのに対して、乙が一番と二番の土地の境界はA Bの線であり、斜線部は境界を越えているから撤去せよと、こういったことで争いになった場合を例に挙げてみます。

この場合、甲の方は、両方の土地の境界はA B線ではなくC D線であるから、斜線の建物は自分の所有地内に建てたものであると、このように主張します。したがって、裁判の第一の争点というのは、筆界が果たしてどこなのかということになります。そして、もし筆界がA Bということになりますと、甲の方は、仮にそうだとした場合、A B C Dで囲まれた土地については自分が二十年以上占有しているものであるから、時効でこの土地の部分を取得したと、このような主張をするのが一般の事例としては多いわけです。

このように見ますと、土地の所有権の範囲をめぐる争いであるとはいって、筆界というものはその結論に大きな影響を及ぼすものであります。このように、裁判の実務とか国民の認識では、土地の筆界問題と所有権の範囲、すなわち所有権界の問題とは密接不可分と言うことができるわけです。

また、法務省の説明では、筆界特定登記官による特定といえますのは、筆界確定の効果を持つ行政処分ではなくて、登記官による認識の表明であり、筆界の位置についての証明力を有するにすぎないと、このように御説明になっておられます。しかし、今お手元のような事例で考えますと、甲乙間の争いで、仮に登記官が筆界はA B線であると特定するならば、乙に有力な証拠を与え、裁判の帰趨に大きな影響を及ぼすこととなります。

このように、筆界の特定は事実上国民の権利義務に大きな影響を及ぼしますので、特定の手続を行うに当たっては、当事者に十分な主張や立証の機会を与えるよう格段の配慮が必要であると考えるものです。当事者に主張や立証を尽くさせる適

正な手続の詳細を法務省令で規定することが必要だと存じます。

第二に、この制度が正しく定着するためには、この制度を担う人的な面での整備が必要だと考えます。

登記官は、御承知のとおり、従来は登記手続について専ら書面による形式的審査を行ってきたわけですが、この制度の下では、筆界調査委員の意見を踏まえてという条件付ではありますが、自ら事実の認定を行い、筆界の特定を行うこととなります。しかも、法務省の説明によれば、筆界の特定を行うのは筆界特定登記官であるから、その判断は必ずしも筆界調査委員の意見に拘束されるものではないとされています。

筆界特定登記官に対して十分な研修を行い、手続の迅速性だけでなく、民事訴訟手続に準じて当事者の主張等を十分に聴く手続についても教える必要があるかと思えます。また、この適正な手続を進めるに当たっては調査委員の陣容を整えることも極めて大切であり、今まで筆界確定の裁判を担ってきた弁護士調査委員の役割も大きいと考えております。

次に、必要な資料の開示を進めるべきだと考えます。当事者に十分な主張、立証を尽くさせるためには、相手方から提出された資料や取り寄せた資料を開示するだけではなくて、法務局が元々持っている手持ち資料、特に調査委員が調査に利用した資料も当事者に開示して手続を進めることが必要です。省令を検討するに当たりましては、こうした情報公開の点についても十分に配慮することが必要であろうと考えます。

さらに、申請人が負担すべき費用についても格段の配慮が必要だと考えます。筆界特定の申請人は、測量に要する費用その他の手続費用を負担しなければならぬこととされておりますが、筆界の特定は、一面、登記所備付地図の整備という公的な意義も有しております。この手続が国民にとって利用しやすい制度として定着するためには、手数料は最低限のものとして制度設計する必要がある

ると存じます。

先ほど申し上げましたとおり、隣接する地番の土地の境界を定める筆界問題と所有権の及ぶ範囲を定める所有権界とは密接不可分の関係にあります。筆界の争いの背景には、必ずと言っていいほど所有権の範囲に関する争いがございます。筆界特定の制度はあくまで公法上の境界を定めるだけだとされていますので、問題の速やかな解決を図るためには土地家屋調査士会が弁護士会との協働で進めているADRの境界問題相談センターや簡易裁判所等との手続の連携を図っていくことが是非とも必要であろうと存じております。境界問題は隣近所の問題でありまして、感情的な面も含んでおります。まず話し合いを進めながら特定手続を行った方がいい事案が多いのではないかと存じます。その意味で、ADRや簡易裁判所の手続等との連携というのが欠かせないのではないかと存じます。

冒頭申し上げましたとおり、私は今回創設される筆界特定手続に反対するものではありませんが、以上のような様々な問題をクリアする必要があるかと存じます。いずれにいたしましても、市民に利用しやすい司法を目指すという司法改革の精神にのっとり、法務局、土地家屋調査士会、弁護士会などが制度実施の前後を通じて協議し、本当に国民にとって使い勝手のいい、そして国民の利益に資するようなものにする必要があるかと考えております。

最後に、冒頭述べましたように、司法書士法の改正について、一点御指摘申し上げたいと存じます。

今回の改正法案では、認定司法書士は自ら代理人として関与している簡裁事件の判決等について上訴の提起の代理業務を行うことができるとされています。その理由につきましても、二週間という限られた上訴期間内では弁護士に引き継ぐなどの適切な対応が困難であるから、取りあえず上訴の提起だけは認定司法書士でもできるようにするというところにあるようです。

通常、上訴しますときには、上訴を提起する旨記載したにとどまる書面、いわゆる控訴の場合でありますと控訴状を裁判所に提出いたしまして、後日詳しい上訴理由を記載した書面、一般には準備書面と呼ばれておりますが、これを裁判所に提出することになります。この上訴理由が上訴裁判所における当事者の主張の基本となるものです。認定司法書士は、御承知のとおり上訴裁判所での訴訟活動はできませんので、上訴審においてこうした書面の提出はできないということになります。

ところが、民事訴訟規則の条文上は最初に提出する上訴状に上訴の理由を記載してもいいということになっております。ただ、この場合、民事訴訟規則では、上訴状に上訴理由を記載したときには当該上訴状は上訴裁判所で提出されるべき準備書面を兼ねることとされておまして、上訴状という一通の書面に書かれておまして、その中で上訴理由を主張することは、上訴審における訴訟活動であることを明らかにしておきます。したがって、もし認定司法書士の方が裁判所に提出する上訴状に上訴する旨の記載だけではなくて上訴理由まで記載してしましますと、認定司法書士が上訴裁判所における訴訟活動にかかわったと同様の結果を招来することになります。これでは法の趣旨に反することになってしまいます。

したがって、今回の改正により認定司法書士が上訴する際には、あくまで上訴状には上訴する旨の記載のみにとどめ、上訴理由の記載はしないことを明らかにしておく必要があると考えます。この点、特に御指摘申し上げたいと存じます。

今回の法案に対する日本弁護士連合会としての意見は以上でございます。以上をもって私の意見陳述を終えたいと思います。

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。次に、中村参考人をお願いいたします。中村参考人。

○参考人(中村邦夫君) 日本司法書士会連合会会長の中村邦夫でございます。本日はよろしくお願いたします。

委員長の御指示がございましたので、座って発言させていただきます。

本日は、不動産登記法等の一部を改正する法律案に関しまして参考人として意見を申し上げます。機会をいただきましたことに感謝しまして、渡辺委員長を始め法務委員会委員の先生方にまず厚く御礼を申し上げます。

先生方におかれましては、国民がより利用しやすい充実した司法制度並びに不動産登記制度、これら諸法令に関連する国民の権利を十全に守るより良い司法書士制度の実現に真摯な御努力を日々重ねていただいておりますことにつきまして、心から敬意を表し、重ねて厚く御礼を申し上げます。

司法書士会は、今日まで司法書士制度を、国民のための、そして国民に愛される身近な法律家制度として定着ないし永続させるべく精一杯の真摯な努力を継続してまいりました。今後とも、国民の権利を保護する司法制度及び国民の権利を保全する不動産登記制度の充実発展のために、その一翼を担う重要な存在としての役割を着実に果たしてまいりたいと存じます。

そのような私どもの決意から見ますれば、本日意見を述べさせていただきます不動産登記法の一部改正法案及び私も司法書士職能に関する司法書士法の一部改正法案につきましては、その早期の成立を心から願うところでございます。

まず、不動産登記法の一部改正法案の内容である筆界特定手続の創設に関しましては、かかる筆界特定制度が、一定の土地境界確定訴訟の代理人としての業務を行う司法書士職能としては、その迅速かつ利用者の満足形成に資する適切な審理を促進するものと考え、賛成するものであります。

司法書士の業務におきましても、特に固定資産税評価額の小さい地方におきまして、いわゆる境界争いとして土地境界確定訴訟は取扱事件として

は少なくない事件の一つとなっております。通常、一般国民間の境界争いは、地番範囲の争い、つまり何番の土地はどこまでか、すなわち隣人同士で勝手に線を引くことのできない筆界の紛争とともに、支配範囲の争い、すなわち自分の所有地はどこまでか、隣人同士で合意することのできる所有権の範囲の紛争が混在している場合がほとんどであると言いうことができます。したがって、それが訴訟としても長引く要因の一つとなっているものであります。

今回導入されようとしております筆界特定制度は、土地の境界に関し様々な資料、情報を有している登記所の機能と、それに関係する専門家を活用し、筆界に関し信頼性の高い判断を示すことにより、かかる境界争いを全体として迅速かつ的確に解決する作用を営むものと期待するところであります。

特に、筆界調査委員として多様な専門家を活用することともに、筆界特定手続の申請人及び関係人に対し意見を述べ、又は資料の提出機会を与え、かつ参考人の陳述等の適正な手続を保障する諸方策を盛り込んでいくことに關しまして、これを評価するところであります。

この筆界特定制度の創設により、不動産取引の迅速化ないしは活性化に資するものと考えられ、司法書士としても、土地境界確定訴訟における迅速かつ的確な証拠収集手続として大いに利用したいと考えているところでございます。

以上が不動産登記法の一部改正法案に賛成するゆえんでございます。

次に、司法書士法の一部改正法案に関しましては、これに賛成し、その早期成立を強く期待するところであります。

現在、簡易裁判所における訴訟代理権を有している、いわゆる司法書士法第三条二項司法書士は、総数にして約九千名に近づいております。早晩一万人を超え、全国司法書士会員の二人に一人はこの訴訟代理権を有していることとなるとともに、これらの司法書士は全国に満遍なく均在するとい

う事実を有しております。司法書士の適切な業務範囲の拡大は、間違いなく国民の身近な紛争の適切な処理のために資するものと考えております。

さて、御審議をいただいております司法書士法の一部改正法案の要点は、まず第一点、司法書士法三条二項の司法書士に対する上訴提起の代理権付与であります。

現在の司法書士法におきましては、例えば簡易裁判所において司法書士が代理人として関与した事件の判決に当該事件の依頼者が不服である場合、司法書士は控訴審に関する訴訟代理権がございませんで、当該依頼者は控訴審において本人自ら訴訟を行うか、若しくは新たに弁護士に当該訴訟行為を委任するかの選択に迫られるわけであり

ます。御案内のとおり、控訴期間は判決書を受け取った日から二週間と定められております。また、控訴は、司法書士が代理人として訴訟行為をした第一審裁判所である当該簡易裁判所に控訴状を提出することとされており、言わば司法書士が専門とするフィールドでその手続がされるわけであり

ます。簡易裁判所における判決言渡し後においては、本人訴訟を行うかどうかの決断には一定の時間が必要でありますし、新たに弁護士を選任する場合であっても、事件の内容を十分に説明し、今後の見通しなどについても第一審における訴訟代理人であった司法書士の的確な情報提供が事件を引き継ぐ弁護士に対して必要になるところであります。かかる情報提供と当事者の弁護士選択にも一定の時間が必要となるところであります。当事者にとっては、これら困難な状況を把握しながら、控訴期間を徒過しないよう注意を払う司法書士の関与が是非とも必要な場面であると考えます。

したがって、簡易裁判所において訴訟代理人として果たした役割を広げ、依頼者に対し不服申立ての機会を確保なものとし、控訴期間の徒過を避けるための控訴状の提出までの役割を果たさせていただく、かかる上訴提起の代理権が司法書士に

は是非とも必要と考えるわけであります。

第二点目は、同じく司法書士法三条二項の司法書士に対する仲裁手続の代理権の付与であります。

仲裁手続は、いわゆる仲裁法の整備により、今後、一層充実発展してまいる裁判外の紛争解決手段であると考えております。一部の専門的な紛争事案だけではなく、国民の日常生活において発生する民事紛争事件につきましてもその活用が期待されるところでございます。したがって、国民に身近な法律家である司法書士の仲裁手続関与が国民の身近で迅速な紛争解決のために必要であると考えるところでございます。

司法書士会といたしましても、裁判外の紛争解決機関として全国五十の司法書士会に対し司法書士調停センターを設置し、その活動を充実していくための準備を具体的にしているところでございます。仲裁手続の実施機関としても今後充実した機能を果たすべく、真摯に努力してまいりたいと存じます。

司法書士に対する仲裁手続の代理権の付与は、国民の身近な紛争解決の迅速かつ適切な道具としての役割を必ず果たしていくものと確信いたしております。特に、いわゆる司法過疎地域における司法書士の紛争処理機能の充実、必ず国民の法的紛争の迅速な処理に資するものと考え、次第であります。是非とも、この仲裁手続に関する代理権付与の部分に関しまして、先生方の御理解を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

第三点目は、先ほど申し上げました筆界特定手続に関する書面作成業務及び一定の代理権の付与であります。

この点におきましても、国民に身近な境界争い、すなわち土地境界確定訴訟の迅速な処理のために司法書士業務に是非とも必要であると考えております。重ねての御理解をお願いするものであります。

以上、るる申し述べてまいりましたが、今次の不動産登記法等の一部を改正する法律案は、国民

の法生活の安定のために是非とも必要な事項が数多く含まれております。是非とも早期の成立を重ねてお願いいたし、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。西本参

考人。次に、西本参考人をお願いいたします。西本参

考人。○参考人(西本孔昭君) 私は、日本土地家屋調査

士会連合会会長で土地家屋調査士の西本孔昭と申

す。以降、着席させていただきます。お願いいたし

ます。私たちは、日々、登記所備付地図と登記の内容

と現地の境界、この三つが常に符合し、しかも安定していることを願って業務を遂行して、依頼人である市民、国民、あるいは法人や自治体、国の機関から信頼を得ている者であります。その業務の母体ともなっています不動産登記法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法案を御審議いた

だっている場にお招きを受けましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、昨今、都市再生、経済再生、森林再生といった観点からも、土地の転換利用、高度にして無駄のない利用でありますとか、公共用地取得のための適正な資本投下を図ることが真剣に検討されておりますが、そこでしばしば登記所備付地図が現地と符合しないとか、登記内容との間にそこ

があるためにスムーズに事が運ばない、あるいは無駄な費用が掛かる等の弊害が指摘されております。

また、土地家屋調査士制度は、昭和二十五年に議員立法で誕生しましてから、表示の登記、測量に基づいて分筆や地積更正の登記なども専門的に取り扱ってまいりましたが、そこで作成する地積測量図に表現した毎筆ごとの情報が地図の十分ではない部分を補ってまいりました。また、今日までの五十五年間に、各地で行政の窓口ともタイアップして無料相談を繰り返して実施し、市民、国民の皆様方から寄せられる不動産に関する悩み相談をお受けし、あるいは日々の立会い測量業務から、筆界不明のために起こり得る境界紛争に直面することを整理分析して、境界管理、紛争予防の手段と、あるいはまた不幸にして紛争になった場合の解決方法等を研究してきました。

近年の測量機器・技術の進歩に支えられた、いわゆる旧不動産登記法十七条、新法十四条に指定する地図の中でも、都市部地籍調査、区画整理、市街地再開発、あるいは登記所が自ら土地家屋調査士協会とともに作成した十七条地図の整備された地域を除けば、国民的視野に立つて望まれる地図が整っているとは言い難いのが現状であります。

て、いまだに明治六年の地租改正条令以降に次々と公布、指示された租税徴収のための地図、例えば改組図、字限り図、更正図、地押し調査図等々、その時代その時代、あるいはその地域特性を反映した様々な図面が大蔵省の所管で作られてきて、直税署、税務署等の管理下にあったものが登記所に移管され、登記所では一般の人の閲覧や分筆線の記入等、紙の破損、しわ、汚れのために新しい用紙に書き直しただけのものも多数存在しております。そして、用紙が新しくきれいに製図したものは、新しい測量に基づいて作成された地図と一見したところ素人の目では判断しにくいのが実情であります。

に相談することなく、道路、上下水道、門扉の新設、改良等、何らかの工事が施工されてしまう場合が実に多いことと、隣接する人同士がお互いの利便のためにカーブを折れ線に直すとか、凹凸を削って直線にするとかの変更をしても、登記手続を経ないで代替わりしてしまうとか、あるいは転売したために昔の事情を十分に知らない者同士が不信任を募らせることも多いし、長期間のうちに災害も含めて土、水が高きから低きへ移動することと筆界が分からなくなる要因であります。常に元々の筆界はどこにあったのかを考えることが最も重要なことであります。

次いで、個人でも法人でも公共用地でも取得するときは、その土地が登記と同じ面積か、登記所地図とはほぼ符合するかなど熱心に考えますが、工事後の境界標識の正しい復元とその後の管理については熱心でない例が多いのであります。取得したときの数値、図面等の資料と境界標の管理をしていただくことが紛争予防につながります。

不幸にして紛争が発生しましてからも、民事訴訟の中で筆界鑑定業務を嘱託されることも少なくありませんので、各土地家屋調査士会でも連合会でも鑑定研修を継続して実施し、ほとんどの土地家屋調査士会には筆界鑑定委員が設けられて、現行法上もお役に立っています。

あるいはまた、この実務において大いに助かっておりますのは、先ごろ改正された土地家屋調査士法第二十五条第二項で、「調査士は、その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない」と規定されたことであります。

調査士会個人の研究に負うところが大きかった従来の慣習や、それを生かしつづられた制度を広めてこられた明治時代の条例、布達、布告、規則等を体系的に統一した資料にすべく、国立国会図書館から始まって全国の公文書館、古文書集成館博物館から旧家の後継者をも訪ねて調査をし、あるいはまた他の資料を持つ行政機関、例えば土

木事務所等の調査をし、その結果を例えばこのような四分冊から成る土地境界基本実務叢書にまとめました。そのときの法改正審議の際には、私も招かれました折に、一間の長さを六尺五寸とするもの、六尺三寸とするもの、六尺とするもの、その指示に地域性があつた証拠である地券之證をお見せして御説明申し上げました。

私たちはこのほかに、各地の弁護士会さんの温かい御協力を得て、境界問題相談センターを既に立ち上げまして、境界紛争の深刻さが増す前に迅速に解決できるよう、あるいは解決したものを確実に登記に反映できるよう努力を重ねております。愛知、大阪、東京、福岡、宮城、神奈川の順に設立し、弁護士先生との研修も重ねておりまして、周囲の期待も高まっているところであります。

ところで、法務局にも全国から選抜されて東京へ出て、六か月間測量実習等の研修を経た人の中から表示登記専門官という方々が、正に地図と登記を担う表示登記のプロとして活躍しておられます。この方々を中心に、境界確定委員会制度を考えていただいておりますが、今回最終的には筆界確定委員会制度を、あるいは筆界特定登記官制度にトーンダウンして落ち着いたのはいささか残念であります。民間型ADR同様に弁護士さんの力をおかりするとしても、改正法百二十八条筆界調査員の欠格事由として、突如司法書士という資格名を目にして驚くのであります。境界確定委員会制度と筆界特定委員の制度とは明らかに異なっており、正に表示登記の真实性を高めるために必要な専門性は何かを考えると、余りにも不自然な気がいたします。

単なる手続の問題ではございません。地域の慣習を知り、資料の解析、分析ができる専門家の適切なアドバイスが必要なのであります。先ほど申しました表示登記専門官が測量研修を受けた人の中から選ばれるということは、すなわち測量図が読める、解析できる人を選ぶという意味であり、しかし、それでもなお十分ではなく、地域性等の

研修が必要だと申し上げますところからも御賢察願いたいのであります。

蛇足かとは思いますが、私たちは業務拡大のためにこれらを考へてきたものではありません。困っている人にとって必要なことは、最もふさわしい人に巡り合うことであります。どうかこの法律改正の早期実現と、施行後もどうか適切な御指導をいただいて、広く社会に利用されるように、また、地図の緊急整備という側面も果たせますように応援、御指導いただけますことをお願いいたします。終わりにいたします。

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。以上で参考人の意見陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

○吉田博美君 自由民主党の吉田博美でございます。参考人の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を当法務委員会にお越しいただき、不動産登記法等の一部を改正する法律案について、それぞれのお立場から貴重な御所見を賜りまして、ありがとうございます。

いにしえより、領土の争いは血を見ることになるとやゆされるように、土地の境界をめぐる争いは古くて新しい問題であります。とくに、最近では土地の境界をめぐる紛争が多発しているやに聞いておりますが、それにもかかわらず境界を公的に明らかにするのは境界確定訴訟しかなかったわけでございます。隣り合つて暮らす人と訴訟を起こさなければ解決できないというのは余りにも悲しく手間の掛かる状況であります。この新しい筆界特定制度は参考人の皆様や関係団体の皆様の御理解なくしては円滑な運用はならないものと考えております。

そこで、お尋ねをしたいと思いますのですが、まず益田参考人にお伺いいたしますが、紛争の実効的な解決という観点から見まして、この法案が

成立すると仮定いたしましたして、筆界特定制度、また境界確定訴訟及び民間ADRの相互の連携を図ることが大切だと考えるわけでございますが、具体的にどのような連携が可能なことでしょうか。その点についてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○参考人(益田哲生君) お答えいたします。

今先生の方から、まず現在の境界確定訴訟との、今回の制度との連携ということと、それからADRとの連携という二点お話があつたかと思うんですが、従来の境界確定手続につきましては、実は御案内のように、当事者は必要な資料を十分に持つていなかったということがかなり裁判が長引く一因であつたかと思ひます。この制度ができれば、裁判所に嘱託で提出できるという仕組みになつておりますので、裁判所に境界確定の訴訟が持ち込まれましたときにもこの筆界特定の資料が非常に役立つのではないかと、審理の促進にも非常に役立つのではないかと、いふふうに考えております。

それから、従来の筆界といひますか、境界確定裁判ではなかなか登記行政と裁判所との連携が十分でなかったといううらみがございまして、せっかく判決を取りましても判決に添付されている図面では登記ができないというようなことが多かつたわけですが、裁判所の手続でもこの筆界特定で作成された資料が使われるということになりますとそういった問題点も解消されていくのではないかと。そういう意味では、この筆界特定手続と裁判手続というのはいまよく使い分けていけば国民にとって使い勝手がいい制度にならうと思つております。

それから、ADRとの関係なんです、先ほども参考人皆さんお話をなされましたように、この筆界の争いの背景には必ず所有権の範囲に関する争いがあるわけですが、もし深刻な対立の中で筆界に関する争いが発生したとしますと、やはりできれば話し合いで解決をする、解さばくす、そうい

う考え方でADRの手続を利用するというのも大いにあってしかるべきだと思うのですが、そのときにも筆界がきちっと決まれば話合いが前に進むということになると思いますので、ADRの手続でもこの筆界特定で作成された資料等が使っていくことができるということで、私は今回の制度については、筆界特定制度単独の効力というよりは、今申しましたように裁判手続で利用され、あるいはADRの手続と連携することになることによって国民の利便に資することになるのではないかと、そういう形で使われていくということが最も望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

○吉田博美君　ありがとうございます。
それでは、中村参考人と西本参考人にそれぞれ同じ質問でございますが、まず新しい筆界特定制度が円滑に運用され、それを、使命を果たすことが私は大事なことでないかと思うんですけれども、その場合、皆さん方見てどのような点が問題があつて、どのようなことに注意すればいいのかということについてお聞かせいただけますでしょうか、それぞれ。

○参考人(中村邦夫君)　この筆界特定制度が要は境界を確定する前提としての手続ということにまづなるんだらうというふうに思います。ということとは、すなわち、それは権利の確定に最終的に至るまでの段階の一過程であるということに考えます。

ということになってまいりますと、まず現在の法務局、登記官が実際に大きな役割を果たすことになるのだらうと思いますけれども、その登記官がそういった権利関係について背後にある権利関係までを含めた形の判断をするということについて相当な、何と申しましょうか、専門的なその方面における能力というものが要求されてくるんだらうというふうに思います。

ということとは、取りも直さず、我々にとりましても、例えば私どもが代理になった場合でも同じことが言えるわけでございますして、その土地の境

界をめぐる様々な来歴であるとかあるいは権利関係の整理ですね、整序ということになります。そういういったもの、あるいは場合によっては時間的な問題から時効なども考えなければならぬかと思ひます。そういったものを、私どもがそれを整理して代理人として扱うということができるといふことが必要だらうと思ひます。また、調査委員としても同じことが言えるんだらうというふうに思つております。

と同時に、まずこの問題がどこから発生してくるのだらうかと考えますと、まず国民の皆さんがどこに行くのだらう、最初から法務局へ行くということも考えられますし、またあらゆる、今後でき上がるADR機関であるとか、あるいは司法ネットワークなどで予定されている様々な相談センターと申しますか、そういった機関に来るのだらうということも考えます。ですから、そういった機関、私どもも、そちら、そういった機関には十分配慮をして今準備をしているところでございますけれども、そういった機関からスムーズに法務局のそういった手続の、この制度の方に移行できるようなことは考えなきゃならぬというふうに思つておるところであります。

○参考人(西本孔昭君)　今まで法務省が必ずしも得意で、法務省と言つてはいけなないのかもしれないけれども、法務局、地方法務局が得意でなかったことに、制度をPRする、こういったことで役に立ちますよということアピールしてこないということがございます。そういう意味で、今回新しい制度がでますと、こんなことで役に立ちますと、使つてくださうと言つてがまず第一であらうと思ひます。それから、今までも相談の窓口は法務局、地方法務局に限らず他の行政機関のいろんなところにもあるわけですが、それらの連携も悪いということを感じております。

したがいまして、相談しましても、相談した側から見れば聞くだけにすぎないとか、あるいはあつちへ行けこつちへ行けと何か所も行かなくやならないということが、これはどこでも、どんな

部門でもありました。これはやはり適切な専門家が関与するまでに相当無駄なことがあつたわけであります。そういった意味でも是非PRをしていただきたい。

それから、実際に相談においでになったときに、適切な調査委員を選任するということが必要でありましよう。したがいまして、そういう相談を聞くには、これは相当な判断能力、あるいは法務局にあります図面を見ても様々なことが分かるような、あるいは図面の解析能力、それから外部にあります資料、私がある申し上げました資料が、例えば他の公文書館なんか行けばカラーで、物によりましては赤線なら赤線の幅員まで入っているような図面がどこにあるかというように必要になるわけですね。そういったことが非常にスタートになります。

そういったものを見せながらお話を聞いてあげていまして、まず相談者のあるいは申立人の心が柔らくなつてきます。そういう意味で、どうか、聞いていただくためのスタッフの教育ということも是非これから重要ではないかと思ひます。適切な委員を選任していただいて関与させていただくということも重要であらうと思ひますので、よろしく願ひたいと思ひます。

○吉田博美君　筆界特定制度において、参考人の皆様方それぞれ、今日は日本弁護士会、司法書士会、そして土地家屋調査士会としてお越しただいていらっしゃるけれども、会員の皆さんが現場でどのようなそれぞれの役割を果たすことを期待されているのかということで、西本参考人から中村参考人そして益田参考人の順で、もう簡単に結構でございますので、お答えいただけますよううか。

○参考人(西本孔昭君)　日常の業務で、まず立会であるとか測量する前の準備段階であるとか資料の御説明ということとは、もうしよつちゅうやつておることでございます。それらをやはり丁寧に分かりやすく説明をし、そして、必ずしも争い事をきつくするというのではなくて、やはり整理を

してあげて優しく導いてあげるといふようなことをふだんから気を付けてやつております。そんな研修もしておりますし、メディアエーションのトレーニング等も開始しているところでございます。

○参考人(中村邦夫君)　元々、この境界をめぐる紛争というのは大変根深いものがありますし、問題の解決は難しいものであります。そういう難しい問題であるからこそ、こういう手続が今設けられたんだらうと思うんですね。ですから、その趣旨からいいますと、簡単に資料を集めれば結論が出るという問題はほとんど来ないのだらうというふうに想像しております。

当然のことながら、長い間の権利関係をめぐる問題がそこに存在しているわけでありまして、そういったものを整理しながら、そして筆界の特定、すなわち、先ほど申し上げたとおり、それはすなわち所有権の争いでもあるわけでありまして、その確定に至るような手続を我々としては考えていかなきゃならぬというふうに思つております。これは、今まで我々がいわゆる不動産登記の申請を受ける場合、所有権移転に関する登記がほとんどでありましたけれども、そういった場合でも常に心掛けてきているところであります。また、司法書士会の研修などでも、その問題については鋭意努力をしながら、今までもその紛争解決については努力をしてきたと、こういうことでございます。

○参考人(益田哲生君)　先ほどもお話が出ましたように、現在、土地家屋調査士会さんと弁護士会とでは、境界問題相談センターということによって全国各地に制度を立ち上げていろいろな皆さんの御要望におこたえしているわけですが、その現場では、やはりそういった測量であるとか境界の問題であるとか、現場の専門家である土地家屋調査士さんと私ども法律的な問題について長年携わつてきた弁護士とがうまく協働し合いながら進めているというふうに私どもも考えております。この今回できる制度におきましても、やはり調

査委員の果たす役割が非常に大きいのではないかと。そこでは、土地家屋調査士さんとか弁護士さんとかがそういう調査委員に入っていくという、この調査委員が果たす役割は大きいと思うんですが、やはり同様に法律的な問題が絡む事案が多いわけですから、その分野はやはり弁護士が従来の経験とか知識でもってお助けする、現場の専門的なことについては土地家屋調査士さんをお願いする、そういう形で連携していく役割分担だということに理解しております。

○吉田博美君 結構です。

○江田五月君 今日三人の参考人の皆さん、お忙しい中、本場にありがとうございます。

そうですね、まず簡単なお話からということですが、先ほど益田参考人から上訴の関係について若干の懸念のお話ございました。

これは中村参考人にお伺いしたいんですが、民事訴訟規則によると、上訴状に理由も書けと、しかし認定司法書士さんについては上訴の提起の代理権しか認めていないということなんで、この点は何か、今後、認定司法書士さんに対する指示なり御指導なりというようなことは考えておられますか。

○参考人(中村邦夫君) 元々、上訴の提起について私ども要望したのは、いわゆる、先ほど申し上げましたけれども、時間的な非常な制約があるということでございます。そういう制約の中で依頼者を、どのようにしてその権利を守るかという観点からこういうお願いをしているわけでございまして、そもそも、元々、上訴の内容についてどうこうすることはできないということはもう当然のことでございます。

ですから、ただ、一方で法律の規定でそういったものは書かなきゃならないということになっているというところは非常にじくじたるものがありまされども、そこところはひとつそういう状況でこういう代理権をお願いしているということで御理解をいただきたいということが一つでございます。

と同時に、もう一つは、例えば、今までもそうだったんですけども、私どもが代理権ないときには、例えば地裁であれ高裁であれ、本人支援訴訟というのはできるわけでございまして、その場合には代わってそういった訴状なども書いてまいりました。その場合には、当然のことながら今言った理由なども書いてきたわけでありまして、仮に能力という点からもし御指摘されたんだとすれば、その辺は十分今までもやってきたとは言えます。

ただ、あくまでも、今回お願いしているのは、そういった時間的な制約があるので、そういった観点からは是非御考慮いただきたいということでございますので、御理解賜りたいというふうに思います。

○江田五月君 私は今十分理解できるんです。それは判決の送達を受けてもすぐに本人と連絡取れないというような場合だつて極端に言えばあるでしょうし、とにかく上訴だけはしておかなきゃと。ただ、今伺ったのは、今つくろつておられる制度というのは上訴の提起だけの代理権ですから、認定司法書士の皆さんにそのことは徹底するように会として何かお考えですかということなんです。

○参考人(中村邦夫君) 当然のことながら、この今の御審議いただいている法案が仮に可決、成立したとしたら、我々としては、当然、本来の業務の範囲というものをもう一回厳格に認識してその業務を行うようにということは当然のことながら指導してまいりたいというふうに思っております。

○江田五月君 そこで、益田参考人、そのような措置もおとりになるでしょうし、また元々、いろいろ理由を書いてあつてもその分については代理権がないわけですから、したがって、これは後で何らかの措置をとらないと、仮に否認すべき要件事実について自白の記載があつたとしても、その書面が出ているからというだけで本人に不利益ということにはならないわけですよ。

として、司法書士の皆さんによくそこは注意していただくとして、弁護士さんとしてこの上訴だけに限った代理権に反対ということではないですね。

○参考人(中村邦夫君) 今先生おっしゃっていただけたとおりなんですけれども、確かに、登記申請事件をやる場合に、その金額は当然のことながら百四十万とかそういう問題ではないわけでございます。その登記申請をする前提として、いろんな依頼を受ける場合に、問題ない場合は別に申請だけですからよろしいんですが、今お話しただきました、例えば相続の遺産を分割をどうするかとか様々な問題がある。今の境界紛争なんかもそうだと思うんですが、様々な問題がそこには存在しております。

先生御承知のように、認定司法書士には控訴審、上訴審での代理権が認められてないんですが、これは先生御案内のように、一番判決が不服でなお争うという事件というのは相当に深刻な事案であるとか困難な事案が多いわけなんです。そういう事案についてはやはり従来訴訟してきた弁護士さんにゆだねようというのが精神だつたと思うんです。

私どもとしては、そういう相談にはまず我々の持っている範囲でいろいろなアドバイスをし上げなきゃならないわけでありまして、当然ながら、我々には認定司法書士といえども限定があるわけでございますから、ある一定以上のことは当然でなくなつてくるわけでありまして、非常にその辺のところは難しい点ですが、本当のことを申しますと、難しい点と申しますが、やりにくいくところのあることは確かでございますけれども、しかしそれは、今それをどうしようという問題ではございませんし、私どももいたしましては、まず、認定の範囲における実績を積んで信頼いただくということがまず第一だというふうに考えています。

認定司法書士の権限、今回はかなり限定的に、しかし若干の権限を広げるということですが、司法書士さんの場合には登記はこれはもう専門でございまして、私なんか昔裁判官やつていても、とても登記所の皆さんや司法書士の皆さんにはかなわない。それだけの専門的な知識経験持つて、しかも認定司法書士という形で一定の手続的なことについての素養も持つておられる方々ですから、幾つか、例えば今度のこの筆界特定制度の場合の百四十万、百四十万というこの算定の方法はいろいろあるにしても、というような制限とか、あるいはそのほか、仲裁ですかね、それから相続とか遺産分割とかの関係のこととか、そういうときの金額の限定というのは余り実は神経使わなくてもいいんじゃないか。神経というのは我々の方、立法者の方が神経を使わなくても十分やっていただけるんじゃないかなという気持ちを持つています。

○参考人(中村邦夫君) そうです。

○江田五月君 先ほどからの話聞いておりますと、この筆界特定制度について、益田参考人と西本参考人と御意見の違いがあるように聞くんです。

○参考人(中村邦夫君) そうです。

と同時に、恐らくそういった百四十万を超えるような問題という、相談というのはこれから恐らく来るんだろし、現実の問題としては、それは入口まだ分からないわけでございますから、当然あるわけでございますが、それについては、どういふうな形になるか分かりませんけれども、使い勝手のいいものにしていただければなということはいつも考えておるところでございます。

○江田五月君 今後の課題ですよ。

○参考人(中村邦夫君) そうです。

○江田五月君 先ほどからの話聞いておりますと、この筆界特定制度について、益田参考人と西本参考人と御意見の違いがあるように聞くんです。

が、つまり、西本参考人の場合にはもうちょっと、どういいますか、レベルの高い紛争をここで解決するといふ、そして、境界を確定できるような特定制度の方が良かったんではないかと、ちょっとレベルダウンしたという、そういう言葉でしたかね、ちょっと言葉忘れましたが、益田参考人の方は、いや、それでは国民の裁判を受ける権利を侵害することになるので今回のところまでレベルダウンして良かったという、こういうお話だったように伺うんですが。

これ、実は私も一九九八年に参議院にもう一度戻ってくる前に一年半ほど弁護士をやっていたことがあって、そのときに境界紛争を依頼されました、先ほど西本参考人おっしゃったようなことで、長い歴史の中でいろんな理由があったんだらうけれどももう分からなくなっていると、あるいは洪水が何か分かんないんですけど、土地の形状も、側溝などがあつたところも土地じゃなくなつたとか、いろんな地図がたぐさんその間に現れて、その地図がどれが何を意味して、どういう機会に作られてるものであるかがよく分からない。これを調査士の皆さんにもう丸投げじゃありませんか、お願いすると、見事に解析をしてくださつて、この地図はこういう事情でこういうときに作られてるからこゝは信用できる、この部分はちょっと違うんだとか、そういうのが誠に鮮やかという感じで大変助かった経験があるんで、こういう土地家屋調査士の皆さんが筆界調査委員になつて、さらに筆界特定登記官制度がちゃんとできて、こういうものができてくれれば、これをただ単に登記官の土地の境界についての認識の表明だというふうに言ってしまうのはちょっともったいないんじゃないかという気がするんですが、これはどちらから、まず西本参考人、どうですか。

○参考人(西本孔昭君) 私は、現在は上程されておる法案でもちろん早期実現をお願いしたいんですが、先生が勇気付けてくださいましたように、やはりこれをきっかけにしまして、関係する者お互いがやはり切磋琢磨しまして、より一歩進んだ

ものを目指すべきではないかなという気はします。はい、ありがとうございます。

○江田五月君 つまり、今私がちょっと触れたような、高い専門性でもって仕事をしているから、単に登記官の人が認識の表明をしてもらうためのお手伝いというよりも、もともと自信持っているんですよ、そういう自負はおありですか。

○参考人(西本孔昭君) はい、ありがとうございます。そのとおりでございます。

○江田五月君 益田参考人、そういうような仕事をやってるので、裁判を受ける権利といつても、これは行政処分性を与えて、その処分に対する行政事件訴訟法での争訟という道を空けておけば、こゝまでレベルダウンしなくてもいいんじゃないか、何か中途半端というあれだけど、ちょっと煮え切らない制度をつくらせてしまったなというような感じもするんですが、いかがですか。

○参考人(益田哲生君) 将来、この制度がどういう形で育っていくのかという問題はあろうかと思うんです。ただ、従来なかった全く新しい制度でスタートするわけですから、やはり国民の側が持つ不安というのに対して目配りもやっぱりしておく必要があるのではないかなと思つております。

私は、この制度でなされる筆界特定がそれほど軽いものになるとは思つていないんです。先ほど言いましたように、ADRの話し合いにおいても裁判手続においても、この筆界特定登記官が調査委員の意見に基づいて行つた筆界特定については、実際上はかなり裁判を左右する大きな要素になるうと思ひます。

そういう意味で決して軽視するものではありませんし、土地家屋調査士さんが持つておられる自負心であるとか情熱であるとか、そういうものに流れにさお差すつもりは全くないわけなんです。ただ、出発点の制度といたしましては、先生御案内のように、これ行政処分だと、しかも職権で開始されるということになりますと、寝た子を

起こすような紛争もそこには出てきますでしょうし、それから行政処分であります、それは登記官が行つた処分が正しいかどうかということだけを判断しますから、そこで間違つていてということになりましてまた一からやり直しという、ぐるぐる回りみたいなことにもなりかねませんし、執行停止もなかなか難しいというような問題もありますし、私は今この段階でスタートする制度としてはこの制度が極めてバランスが取れた制度ではないかと、将来、これが定着していく中で将来の制度としてはまた考えていくことがあるのではないかと、そのように思つております。

○江田五月君 なるほどね。これも将来の課題だと。しっかりとこの制度を育てていきたいという、そういう姿勢ですね。

○参考人(益田哲生君) はい。

○江田五月君 時間もそろそろですが、最後にこの境界問題相談センター、これを弁護士会と調査士の会とおつくりになつて。これは私は非常におもしろいといふますか、うまく運用していけば大変いい制度になつていくんじゃないかと思うんですが、これはあれですね、ADR基本法で言えば将来、まだまだですが、将来認定ADRになると何つていいんだと思ひますが、それならば今の一、二、三、四、五、六ですが、もつと全国各都道府県にきつちりつくるような、そういう、これも将来の課題ですが、取組をされてはいいかと思ひますが、これは益田参考人と西本参考人に結論だけ伺つて、私の質問を終わります。

○参考人(益田哲生君) 結論だけということ、江田先生おっしゃるとおり、今後ともこれをずっと広げていくことが肝心なことだというふうに思つております。

○参考人(西本孔昭君) どんどん拡大したいと思つております。弁護士の先生方の応援を是非よろしく願ひいたします。

○江田五月君 終わります。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津敏子でございます。

本日は、参考人の皆様、貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございます。これまでの質問と多少重なる点があるかもしれませんが、再度確認させていただきたいと思ひます。

今回創設されます筆界特定手続につきまして、お三方、それぞれどういう効果を期待しておられるか、また課題が残されていゝとすれば、今後一番の課題は何だと思ひますか、お三方に伺ひます。

○参考人(益田哲生君) お答えいたします。

先ほど意見陳述で申し上げたことも重なるかと思ひますが、私は土地の境界をめぐる紛争につきましては、やはりその出発点になつていゝ筆界がどこのかというところが定まらないというところがやはり紛争が長期化する大きな要因であつたというふうに思ひます。これは裁判だけでなく、ADRの話し合いの中でもそこがきつと決まつて、共通の図面が両方が話し合いに入るといふことになつてと相当に前に進むといふふうな思つております。今回の筆界特定の制度がうまく運用され、定着しましたら、先ほど申しましたように、裁判の中ではその資料が、取り寄せ制度が今回できますので、かなり効果を發揮して、迅速に進むのではないかと。

それから、先ほど言ひましたように、今までは登記行政と裁判とが全然連携してありませんでしたので、裁判官もある意味では登記のことについては素人だといふ、こう言つと江田先生に申し訳ないんですが、そういう面がございまして、判決をいただいたり、あるいは和解調書を作つても、登記官、登記所へ持つていったらそれで登記ができないといふようなことがよくあつたわけなんです、今回はその間にこの特定制度というものをうまく使えば、これは筆界特定登記官が間に入つて判定したものですから、そういう問題も解消されるのではないかと、そういう意味では非常に紛争の解決について前へ進んでいくといふふうに思つております。

以上でございます。

○参考人(中村邦夫君) 私どもは、いわゆる認定司法書士と申しまして、簡易裁判所の訴訟代理権を付与されております。そういう中では、当然のことながら、百四十万円以下ということではございますけれども、境界紛争などについても扱うこともあるだろうというふうに思っています。

ですから、そういった意味で申しますと、やはり今後の問題はどこにあるだろうかという先生の御指摘だったと思いますけれども、やはり我々としたしましては、簡易裁判所に持ち込んで十分な、何と申しましょうか、証拠として役立ち得るようなものを、そういったものを我々がそれをつくり出すという、つくり出すというか、我々がそれをきちんと整理して組み立てることをするということが大事だろうと思います。

そのためには、結論から申しますと、非常に簡単な言い方になるかもしれませんが、私は人の問題だろうと。そういうふうには堪え得るような、そういう修練を経た人間を一刻も早く一人でも多く、私どもはそういう育成をすることだろうというふうには考えております。

○参考人(西本孔昭君) 役割を十分果たすには、やはり役所が相談しやすいという姿勢を強く打ち出したい。それから、相談して良かったというやはり実績を積むように努力いただきたい。

それには、例えば人の問題、質の問題、それから一番ネックなのが期間、やはり新しい制度をつくって幾らかでも簡便に、しかも早く安く終わるべきではないかと思えます。それが本当に実現するためには、公的資金の援助も含めて、何らかの体制が必要ではないかという気がいたします。例えば、調査士会型のADRつくりましたときに、大阪土地家屋調査士は改造に、会館の中の改造にやはり一千万以上掛けている。愛知会では老朽化した会館でうまい工事ができないので、借金をして会館を造ってしまった。私は愛知会の会員ですが、負担です。

そういうようなことで、熱心に取り組みたいん

ですが、費用的には、やはり安心して相談においになる方のために相談者、あるいは申立人が被申立人とやたらに顔を合わせないで済むような体制をつくるというようなことも考えていかなければならないということからいきますと、つくっただけではどうしようもないので資金をやはりサポートしていただく。くだいようですが、人間の質の向上にもサポートしていただけるようお願いしたいなと思っております。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

益田参考人にお伺いいたします。

手続におきましては、登記官など法務局の職員の皆様と協力して進めていくということが必要になっていくかと思いますが、この法務局の職員の研修など、法務局との協力については会としてはどのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○参考人(益田哲生君) 法務局の方が今その点についてどのようにお考えになっているのか、今分らない点があります。むしろ私どもとすると、この少ない予算と言ったら非常に失礼なんです、今法務局が考えているような予算、一つの法務局で百万か二百万ぐらいになっちゃうんじゃないかと思えますけれども、そのような中で果たして一体どのような研修を考え、どのような物的施設を整えようとしているのか非常に不安なところがあります。

ただ、弁護士会としましては、今、浜四津先生がおっしゃったようなことについて、当然、今度この制度ができるということになりますと、その研修等については十分に協議をして、十全の御協力をさせていただくというつもりをいたしております。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

次に、中村参考人にお伺いいたします。

今回の司法書士法の改正は、すべて簡易訴訟代理関係業務を行うことができる司法書士の方についての権限に関するものですから、今回の改正が有意義なものになるためには、簡易訴訟代理関係

業務を行うことができる司法書士の数が十分であることが必要であろうと思います。

平成十四年の司法書士法改正後、簡易訴訟代理業務を行う能力があると認定された司法書士の方々は全体の何割ぐらいに上っているんでしょうか。また、今後、どのぐらいにまで増加される御予定があるんでしょうか。

○参考人(中村邦夫君) 現在、全国で司法書士の会員数は約一万七千八百名、一万八千名弱、切れるところでございます。その中で、今先生が御指摘されたいいわゆる認定司法書士の数というのは、合格者といいますが、審査を経た者でございますが、約八千七百名、今回、今ありますが、細かい数字は若干違うかもしれませんが、大体そのぐらいの割合になっております。

今後でございますけれども、今後は、新人のいわゆる司法書士試験を合格した者については私どもはその研修をまず行っておるわけですが、その中にカリキュラムとしてそれを組み込ましていたでいて、これはもちろん私どもだけではないことじゃなくて、弁護士会さん、あるいは裁判所さん等のいろいろな御協力を得なきゃならないわけでありまして、そこで数を増やしてまいりたいというふうには思っております。

○浜四津敏子君 次に、西本参考人にお伺いいたします。

土地家屋調査士の皆さんは今回の筆界特定制度のコアになると言われております。その土地家屋調査士の方々にとっては、民事に関する紛争について当事者を代理することができる権限は初めて付与されることになるわけでございます。また、筆界特定の手続についての代理はすべての土地家屋調査士の皆様に認められると、こういうことになりまして。

そこで、この改正法が成立した場合に、土地家屋調査士のお立場として、このことに対してどのように準備され、対応されようとおられるのか、またどういう役割を果たそうとお考えでい

らっしゃるのか、お答えいただきたいと思っております。

○参考人(西本孔昭君) 数年前から非常に重点的にこのことを視野に入れて研修を重ねました。それから、研修項目に民事上の様々な紛争にも関与することを考慮に入れた研修の身身にしてまいりましたが、なお一層充実あるいは高度化を図るために、先ごろから、財団法人日弁連法務研究財団さんにも御相談に乗っていただいたり、あるいは民事局にも相談に乗っていただいたり、詰めているところでございます。従来の研修のほかに、かなりの時間を考えております。

それから、当然、代理権もその効果、あるいは代理ばかりでなくて、終結した後の手続にどうするかといったような法律的手続につきましても、弁護士さんの御指導を得ながら、最終的に制度が確保できるような研修に高めていこうというふうに考えておりますので、是非御指導いただきたいと思っております。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は三人の参考人の皆さん、ありがとうございます。

まず、西本参考人にお伺いをいたします。

昨年の一月に当委員会派遣で会長御出身の愛知に寄せていただきましたとして、大変今回の審大に細かい資料もいただきました。その際に、当日の陳述の中で、会として、いわゆる今、不動産登記法においても境界の規定というのが何もないという中で、法律の条文に明文の規定をするべきだということで運動したいということも言われておりまして、今回、この筆界という形で定義がされたわけですね。そのことについてのまず御感想が一つ。

同時に、今回の筆界の定義を見ますと、二つの点を結ぶ直線ということになっておるんですね。これ、法務省に聞きますと、技術上そういうことしかできないんだというように言われて

おつたんですが、衆議院の参考人質疑のときの西本参考人のお話を見ますと、今、大変技術としてはソフトが進展をされていて、カーブ計算などが十分にできるようになっている、三点を通るカーブなどもすぐ求めるようなソフトがあるんだと、こういうふうな技術が非常に発展しているというお話なんです。そうしますと、実際の境界はいろんなカーブもあるわけですから、むしろそれに合わせた筆界という考え方もあるんじゃないかと思うんですが、この点、この定義の問題についてどうお考えか、まず、よろしく願います。

○参考人(西本孔昭君) 筆界という用語が明確にされましたことは大変感謝しております。二十年前近く前に筆界鑑定・管理委員会というのを、内部的な話で大変恐縮ですが、つくりましたときにも、筆界というのは大変国民の皆さんに理解してもらいように説明していくんだという一部の会員がおりましたが、いや、これは分筆であるとか合筆であるとかという、筆という字を使っている以上は明確にすべきだということをずっと念頭に置いてやってきました。その関係で、筆界ということがこのように非常に世間的に認識されたといえますが、明らかにになりましたことには大変感謝しております。

それから、先生おっしゃいますように、特定の点を結ぶ直線というのは、表現としてはどうかかなと思うんですが、これを連続した折れ線であるとかいうようなふうにするのも難しかろうと思いが、曲線というのも難しかろうと思いが、境界には曲線は付き物でございます。例えば道路境界、例えばこんな決め方をします。半径百六十メートル、内角九十五度とか、その間がその曲線であるという決め方をします。ですから、最近の都市計画道路に面したところは全国どこでも曲線で境界が指示されているところがございます。あるいは、不定曲線といまして、これが短い期間に、なかなか規則的ではない曲線が連続するところがあります。あるいは高速道路のように、それを、運転者を眠らせないために計算し尽くされた

不定曲線というのがあります、どちらにしても曲線ということは今後、当然境界に用いられることであろうというふうに考えております。

○井上哲士君 もう一点、西本参考人にお聞きします。

午前中の審議の際に、この負担軽減という点から、この筆界確定の相手方が地方自治体とか国の場合に、基本的にはやはり共同申請者になってこの負担の軽減を図るべきではないかと、これを徹底すべきだということを法務省に申し上げたんですが、まあ濫用のおそれもあるからとか、なかなか菌切れの悪い答弁でありました。実はその質問をしましたのも、去年の愛知にお伺いした際に、こういう、愛知の方で国や地方公共団体が対象になる境界紛争があつて、その際に地方自治体などが予算処置がないから応じられないということであつたんですが、もう少し具体的にどういうような事態が起きているのか、少し御説明いただければいいでしょうか。

○参考人(西本孔昭君) 自治体が直接の当事者である場合には、これは申請であるとか様々な方法で当事者としておいていただくことは可能ですが、例えば直接争いがある区域の一つ外に公共用地が位置します。そういうときに大変重要な参考人なので是非おいでいただきたいというふうにお願いをしても、前例がないとか予算がないとかということ、単に当事者になりたがらないのかもしれないんですが、おいでいただけないケースがたくさんございます。

架空の話がしにくいので、今日、この目玉のパンフレットは先生方のお手元にございます。で、うか、この青い。このパンフレットの中に幾つか用紙がございまして、表にトレーシングペーパーという薄紙で、後ろにカラーの明治時代の地図が付いているところがございまして。

例えば、ここに千六十四と千六十六という土地がございまして。それから、千六十七という土地が真ん中辺に、右側、三角でございまして。千六十七

と千六十六の土地の境界について争っておりますときに、この千六十六と千六十四の間の道路の位置が違ふのではないかと、あるいは、これが幅三尺と書いてありますが、現地はとて大いざと。例えば、それに丁形に交差しおる横線の幅は四尺と書いてあるのに、現に三尺と書いてある方が太いわけですね。これは幾らでもありまして、明治時代は和筆で、筆で書いておりましたから、墨がたぐさん付いているものは太い、力入れたら太いわけでありまして、墨がなくなってきたり力が抜けていけば細いわけでありまして、この書いてある三尺とか四尺の情報の方が物を本来言うべきであります。それを図面をずっと作り直してまいりますと、上のこの薄紙のようになってまいります。

単純にこの白黒だけで書きますとそういう情報に分かれませんし、あるいはこの交差点の辺りから道路は広くなつてまいりますと、そのしわ寄せのために千六十六の土地が千六十七へ食い込んでいくという可能性は、これはもう日常あることでございます。

そこで、千六十六と千六十七の境界をはっきりするために、千六十六と千六十四の間の道路の立会いを管理者である市町村にお願いをしても、千六十七の土地からは申請、立会い申請ができないとかいうようなことになりまして、非常に簡単に解決できるはずのものが即効性がないという結果に陥つておるということを愛知会が御報告したかなと思ひます。

○井上哲士君 大変よく分かりました。

本間にこの制度が、よく意義が地方自治体などにも徹底をして、こういう場合にも積極的に協力されるようになることが必要だと思つております。

次に、中村参考人にお聞きをいたします。先ほど、今回の法案が当初の要綱よりも言葉としては少しダウンをしたということについて、日弁連と土地家屋調査士会についてそれぞれ御意見を伺ひましておりましたけれども、中村参考人としてはその点はどうにお考えでしょうか。

○参考人(中村邦夫君) 当初、私も聞いておりましたのは、もっと相当強力で申しますか、例えば行政処分的な効果であるものだというふうなこともちよつとお伺ひしておりましたが、その後、そうではなくつたということでございます。

考えてみますと、裁判所の方で裁判を受ける権利というものは、そういう意味では行政処分ですべて終わつてしまふということではなくて、やはり裁判所の方で持ち込まれて初めて結論が出るということは大変なことだろうというふうにも、私も私も思います。そういった意味で言へば、この制度がその前の段階で、言わば証拠収集の段階になるんだろと思ひますけれども、そういう制度に取りあはずはしたという意味で私もよく理解ができるということに思つております。ただ、これはこのままずっとこういう状況でいいのかどうかということはちよつとなかなか今の段階では申し上げることができません。

○井上哲士君 次に、益田参考人にお聞きをいたします。

意見陳述の中でも、登記官の皆さんの能力について、研修が非常に大事だということが言われておりましたけれども、中身としてはどういふ点の研修を今後強化をする必要があるとお考えでしょうか。

○参考人(益田哲生君) 法律の知識というよりは、先ほど申し上げましたように、従来は書面審査で形式的審理というものを中心にしていたわけですので、今度は関係者の方から資料を出していただいて、調査委員にも調査をしていただいて、その上で筆界を特定するということ、ある種、事実認定をそこでしていくということになりますので、その辺りの能力、これはかなり経験も必要ではないかと思ひますが、その辺りがやっぱり一番身に付けていただきたいというふうな思つております。

この制度は、先生方もお話しになっていきますように、困っている人たちに對して迅速に対応でき

ないかというところで始まったわけですが、もちろん迅速であればそれだけでいいというわけではないわけで、やはり迅速であり、かつ当事者の意見をよく聞いて、きちっと正しい判断をしていくという、抽象的な言い方にはなりますが、そういう能力を身に付けなければいけないと思います。

したがって、じゃ具体的にどういう研修内容になつていくのかということになりますと、先ほど浜四津先生からも御質問がありましたように、今後法務局の方と弁護士会の方とでも詰めていくべき事柄である、もちろん弁護士会だけじゃなくて土地家屋調査士さんも含めてだと思ひますが、そういう中身になつていこうかと思ひます。

○井上哲士君　じゃもう一回、西本参考人にお伺いをいたします。

去年やはり行った際に、愛知県土地家屋調査士会資料センターというものの資料をいただきました。会として様々な土地にかかわる資料を収集をされて、この情報提供で大変役に立っているお話を伺ったわけですけれども、本来的にいいますと、もっとと行政機関のところで土地にかかわる情報をもう少し一元的に集めて提供するということが必必要なんではないかなという気もこれを聞いて考えたいんですけれども、今後このセンター自身の発展方向をどうお考えか、また、この行政とのかわりについてはまたこういう支援がほしいとかいうことがございましたら、お願いをします。

○参考人(西本孔昭君) 資料センターは、やはりこれからも無駄な争いをなくす、あるいは私、冒頭申し上げました中で、紛争予防にとって最も適切な手段でだろうというふうにも考えております。それで、発展的にしたいと思っております。あるいは、取り組んでいる会も増加しつつあります。

それから、行政がそのような取組をしたらいいか
 がかというお話だったかと思いますが、是非お願い
 いをしたいというふうに考えております。しかも、

資料の多くは公的な資料がございしますが、公的な資金を使って公的な事業をなさったのに、そのデータを公にしないという機関もあるわけです。これは相当お願いをしてデータをいただいているんですが、なおいただけないところもあります。やはり、行政がこういったことにもう少し関心を示していただいで参加していただけば、官民これ共同でやれば大変大きな資料になる。それから、何度もうどのように申しますが、紛争予防になるということとは間違いないというふうに確信しておりますので、お願いしたいと思います。

○井上哲士君　ありがとうございます。

○委員長(渡辺孝男君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。当委員会を代表して厚く御礼申し上げます。（拍手）

速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(渡辺孝男君) 速記を起してください。
これより質疑を行います。

○前川清成君 民主党の前川清成です。質疑のある方は順次御発言願います。

午前中に引き続きまして質疑の時間をちようだ
いたしましたこと、委員長始め理事の皆さんに
感謝申し上げます。

それで、午前中の質問に引き続いてお尋ねしたいんですが、私は登記官の方々の能力についてネガティブなことを申し上げているつもりはないんじゃないんです。私はこれまで弁護士をしていましたので、比較的登記という仕事とかかわってきたつもりなんです。でも、登記官という方とお話ししたこともありませんし、どういふうに、どういふうな過程を経て登記官になれるかも存じ上げ

ませんし、ですから、ましてや国民の皆さん方は登記官の方というのが一体どういう方なのか御存じないだろうと思うんです。

先ほど土地家屋調査士会の西本会長が、困っている人にとって必要なのは最もふさわしい人に巡り会うことだと、こういうふうにおっしゃっていました。その境界でお困りになっている方が自分にとって何がふさわしい手続なのかということを知るために、そして信頼を持ってこの筆界特定制度を利用するためには、やはり登記官という方がどういう方なのか、どういうふうなふうに能力が担保されているか、これが大変重要なことではないかと思うんですが、この点、民事局長いかがですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) それは正におっしゃるとおりでございます。

私ども、午前中も御説明申し上げましたけれども、法務事務官として登記の仕事に従事してきた者の長年の経験を有する者の中から登記官というランクの者を一つの責任者のような形で選んでおりますけれども、その責任者の中でも測量講習を受けるあるいは表示登記について更に勉強させるというようなことで、表示登記の専門官というのが全国に約二百名現在いるわけでございます。

その中でも特にこの表示登記の事務に精通している者、長年登記の関連する仕事の中で特に地図の作成でございすとかこの筆界の關係の事務を行つてきた者、こういう者を総括表示登記専門官官という事で任命いたしております。これが約五十名おります。

これらの者は、当然のことながら、地図の作成というのを責任ある立場で行ってきた経験もありますし、また能力もございます。筆界調査につきましても、長年その表示登記の事務の一環として、あるいは地図の作成作業の中で携わる経験というのものも有しております。そういう中で境界について争いについていかに公正な立場で当事者に御納得いただくかということについての経験も有しております。

そういう能力、経験を有する者を私どもといたしましては責任者と今考えているわけでございますが、今回の筆界特定登記官という者もそういう者の中から特に優れた者を選んでいくと、こういう考えているわけでございます。

○前川清成君 寺田局長の御説明を聞いても少しまだ納得できないんです。

例えば、今回、百四十三条の一項で特定書とい
うのを登記官が作成することになります。このこ

となについては、少なくとも今までの登記官がしてこなかった仕事であるということはお認めいただくだろうと思います。あるいは、百四十条の四項で調書を作ることになっています。裁判所という期日調書のもやあるいは供述調書のようなものを作るわけですが、これも今まで登記官がしてこなかった仕事、新しい分野の仕事だと思います。

そこで、ちよつとこの点通告していませんですが、大臣でも副大臣でも政務官でも結構ですから、この筆界特定制度に対する国民の信頼を確保するために、例えばこういうような基準で登記官の中から筆界特定登記官を任命しますというその基準を公にしたらいかがかな。人事の問題なんだからもう役所の内々で決めるんだ、表には出さないんだということではなくて、国民の権利義務に直接かかわってくるのですから、ここは国民の皆様方にもオープンにして、それで、それによつてこの制度の信頼性を高めていくということが大事じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○副大臣(滝実君) 今委員は、専門家の立場からこの問題に取り組まれた経験を基にしての御指摘だろうと思います。私も実は法務省へ来るまでは、専ら法務局に対して早く職権をやつてくれとか、そういうことを中継ぎでいろいろ申し上げていたた経緯もあるものですから、この問題は確かに言われてみりやそうだなというところがございます。そのために、登記専門官だけでは具合が悪いもの、ですから、この種の言わばシステムを導入して、できるだけシステムとしていろんな意見を聞いた上で決定していこうと、こういうことだろうと思

います。

したがって、御指摘のとおり、今までにない特定調査なんかも作るわけですから、私は単純に経験だけというよりも、できればこういう人というものがあるガイドラインとして中に持っていることは当然だと思えますので、それは公表できるかどうかは分かりませんが、少なくともガイドラインとして中には持つてやっつけていかないと、恐らくは登記官仲間でも不公平な感じを与えたらまずいと思えますので、それはそれなりにこなししていく必要があるだろうとは思っています。

○前川清成君 是非、こういう開かれた社会ですから、公開するような形で御尽力をお願いしたいと、こんなふうに思います。

それで、続いて、百二十七条以下で筆界調査委員という制度が設けられることになっていきます。午前中の質疑の中で政務官の方から、多くの場合は土地家屋調査士が任命されるだろうと、こういうようなお話がありました。私も、筆界の確定に

関しては多くの場合はやはり土地家屋調査士さんの専門的な知見を利用することが必要だろうと思っておりますが、条文を読みますと、例えば百二十八条の一項二号で、二号には弁護士法や司法書士法の懲戒処分規定が出ています。それで、どのような場合に弁護士を調査委員として選ぶのか、どのような場合に司法書士を選ぶのか、この弁護士と司法書士、あるいは土地家屋調査士の使い分けといえますか、その点のところ、民事局で結構ですからお答えいただけますか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、これまでの実績にいたしましても、この分野の専門家というのはやはり土地家屋調査士さんが第一でございます。測量、図面の見方、それらについてはやはり土地家屋調査士さんでないと分からないことがあるわけでございますので、原理的には土地家屋調査士さんが第一だろうというふうに考えております。

しかし、先ほども申しましたように、境界確定訴訟については、現に弁護士さんでありますとか

司法書士さんの間にも非常にそれに通じておられる方がないわけではありません。理想を言えば、事件の類型に応じていろんな方をお願いしたいと、このように考えますが、しかし現実問題として、どこの地域にもそれを、能力、これを任せるに足る方がおいでになるとは限らないわけでありまして、むしろ、どちらかというと、需要側の論理と供給側の論理があるわけでございますけれども、その地域では非常に優れた弁護士さん、認定司法書士の皆さんというのがおいでになって、その方々がやはりその地域では境界の問題についても十分に把握されているというようなケースで、むしろそれらの方々をお願いするというのが現実の姿としては少なくとも当初はあると、姿かなというふうに考えてはおります。

○前川清成君 百三十条の規定で標準期間を設ける、こういうふうになっていきます。これ、標準期間を設ける趣旨について御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この手続は基本的に権利義務を直接決めるものではございませんので、俗に言う行政処分というものには当たらないわけでございます。

しかしながら、行政手続法の考え方は、行政処分ということが非常に大きな中心的な課題ではございますけれども、やはり行政手続として利用者のためにおおよそどういう処理をするということについて、ある種の情報として基準を設定しておくというのがやはり利用者のためだという考えからできているんだらうというふうに思っております。まして、この手続も行政処分そのものではないわけでございますので、行政手続法に言う標準処理期間を定めるというわけではございませんけれども、しかしそれに準じてやはり標準処理期間というものを定めておく方が利用者の方々にとっては便利だと、こういう考慮からこの条文が入っているわけでございます。

○前川清成君 午前中に、この筆界特定制度は早く安くなのか、あるいはゆっくり丁寧なのかとい

うようなお尋ねをしました。それに対して局長の方から適切な時間を掛けて適切な費用でというお答えがあったんですが、この百三十条で標準期間を定めているというのは、ある程度丁寧さを犠牲にしても迅速な認定を行うということではないんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 犠牲にしてもと言う言い過ぎでございますので、私としては適正なという以外はないわけでございますけれども、しかし比較の問題で申し上げますと、裁判所で現在行われております境界確定訴訟に比べれば、よりコストも安く期間も短いというのが普通この手続を利用される方の御希望であらうというふうに考えておりますので、それは、そういう意味でこの標準処理期間を設定したいというふうに考えていることは事実でございます。

○前川清成君 今、境界確定訴訟は時間が掛かるんだと、こういうふうにおっしゃいました。もしお手元に統計があれば結構ですが、その境界確定訴訟というのはどれぐらい掛かるのか。なぜ境界確定訴訟が時間が掛かってしまうのか、原因。それに、それと対比して、この筆界特定手続であればなぜ早く認定することができるのかというような点、御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 最新の統計はございませぬけれども、平成十年の司法統計によりまして、審理期間別で最も多いのは審理期間が一年を超えて二年以内のものであり、次に多いものは二年を超えて三年以内のものでございまして、おおよそ二年程度というのが境界確定訴訟の審理期間であらうというふうに思われます。

境界確定訴訟の実務については本来ですと裁判所の方から御説明申し上げるべきところかもしれませんが、私どもの理解しているところでは、やはり的確に専門家を探すというのはなかなか難しいという面もございまして、やはり訴訟でございまして、当事者が主張を尽くすということについて、裁判手続の中でそれを行うということになりますと、それは相当時間をまた費やすというこ

とではないかなというふうに理解をいたしております。

○前川清成君 今のお答えは、裁判手続であれば適切な時期に専門家の関与がないから、二番目には当事者に十分な主張、立証を尽くさせるから、だから少し時間が掛かってしまうんだと、こういうことですね。

この手続であれば、まず前者の点ですが、最初の段階から調査委員が任命されるので、その点はクリアされると、こう理解していいんですかね。

後者についてなんですけれども、先ほど益田参考人、日弁連からの参考人ですが、やっぱり手続上当事者に十分主張、立証の機会を付与しなければならぬと、こういうふうな意見を述べておられたんですが、どうなんですか。

確かに、十分な主張、立証を尽くさせれば、時間は掛かるのかもしれないんですが、当事者が納得するためには十分な主張、立証の機会を与えなければならぬと、こんなふうに考えますが、その辺のバランスの問題、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 私どもも、この当事者の納得というのがやはりこの問題を解決する一番大きなポイントの一つだろうというふうに理解はいたしております。

ただ、私が、訴訟においてその当事者ができるだけ主張、立証を尽くすということの期間の長さというものとこれとを比較いたしますと、その訴訟はやはり相当公式な形でそれが行われます。法廷で双方、準備書面を用意して、その主張、立証が尽くされ、裁判官によってこれが整理されていくということも、まあ最近でこそ国会でも御審議いただいた迅速化法等によりまして相当簡易な形いろいろ研究はされておりますけれども、しかし、そこはやはりフォーマルな手続として変えてはならない部分がございます。

ただ、この手続では、例えば両方の当事者にある一つの場所に最初から集まっていたら、あ

なたの主張はこうですけれども相手方の御主張はどうですかということを例えば現場で聞きまして、すぐその場で、ああ、大体こういうことなんですけれども決める、そういう、言ってみれば多少の形式的重厚さというものを犠牲にして簡便さというものを追求できる部分があるわけでございます。そういうところがこの手続の特徴として生かしていければ、非常に有効に紛争解決あるいは当事者の御希望に沿った解決になるんではなからうかというふうに思います。

○前川清成君 寺田さん、十分御存じの上でございまして、今思っているんですけれども、例え民事裁判であっても法廷で弁論手続をやるというのはごくごく少なく、ほとんどの場合、ラウンドテーブルで争点整理手続をやる。この筆界特定手続も、恐らく法務局の一室か何かでラウンドテーブルみたいな形でやるだろうと思っております。今おっしゃったようなその手続の重厚さ云々というのは直接には当てはまらないんじゃないかなと、そんなふうに思っています。

いずれにしても、私もその当事者に十分主張立証の機会を与えることは大事だと思いますので、その点のバランス、これを是非留意してお進めいただきたいと思っております。手続がやっぱり迅速に進むためには、手続の主宰者に対する当事者の信頼がなかったら、必要なんではないかと思っております。やっぱりきつちりとした能力担保があつて、その能力の基準が公開されていると、そういう登記官が主宰している手続であれば、当事者はやっぱり信頼してその指示に従って必要な手続、書類等を出すと思うんですけれども、どのだれかもう分からへんし、何でこの人になったんかも分からぬという人にあなないせいこないせいと言われている、なかなかその指示を、指示に従えないというのが現実だと思いますので、ちょっと先ほどの話に戻りますが、筆界特定登記官については是非オープンな基準をお願いしたいと、こんなふうに思います。

すが、百三十一条に基づいて、当事者は百三十一条第三項で「手数料を納付しなければならぬ」、こんなふうに書かれています。この手数料というのがどれぐらいの金額を予定しておられるんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、この条文にございまして、政令で定めるわけでございます。まだ確定して決めるべき段階ではございませぬけれども、私どもといたしましては、先ほどからも再三比較で出ております裁判所の境界確定訴訟の手数料というものを下回る程度の手数料で利用できるようにしたいと、このように考えております。

○前川清成君 今の段階だからその程度しか答えられないというのは、ある意味分からなくもないんですけれども、その制度の立ち上げの問題ですから、いかに利用しやすい制度をつくるかというその制度の根本にかかわる問題ですから、後は任せてくれと言われてもなかなか納得できなくて、やっぱりある程度の金額についてはお示しいただきます。

○政府参考人(寺田逸郎君) なかなかこの数多い、あるいはそのバラエティーに富んでいる紛争形態でございまして、一概には申せませんけれども、例えば標準的に二百平米の土地の境界の争いでありまして、まあ二万円しない程度の手数料が境界確定訴訟についても設定をされております。これを下回る程度の額というように御理解をいただきたいと思います。

○前川清成君 金額になるんですか。
○政府参考人(寺田逸郎君) これはほかの多くの訴訟と同様に、紛争の価額というものを基準にいたしますので、基本的にはその境界というものの長さ、この値打ちというものを基準に決めるというふうになるかと思っております。
○前川清成君 その価額といいますが、目的物の価額の認定の困難さとか、今まで法務局がそういうことをしてこれなかったこととか、あるいは御利用になる国民の皆さん方にとつての分

かりやすさというように考えれば、例えばですけれども、一律一万円というように決めたらいかかと思うんですが、どうですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) それも一つのお考えだろうとは思いますが、で、このどういうタイプの申出が出てくる、申立てが出てくるかということにもよりますので、現在、そういうようなことを直ちに決め難いところがございます。私どもは、まあ常識的にはこれまでも同様、やはり紛争の値打ち、争いになっていくものの価額というものの評価によりざるを得ないんではないかと考えておりますが、一つの研究課題とはさせていただきます。

○前川清成君 その算定の仕方を、手数料の算定の仕方を国民の皆さん方に分かりやすく説明できるかどうかと、これが大事だと思うんですが、それできるんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 分かりやすくなるように私どももこの政令の規定を工夫したいと考えております。

○前川清成君 百三十一条の三項のこの手数料に關しては、額の問題、そして額の定め方の問題も大事ですけれども、それと同様に、どこまでの範囲に含まれているのかと、これも大事だと思います。百四十八条の規定がありまして、ごめんなさい、百四十六条の規定がありまして、手続についてもその筆界特定手続で鑑定が必要になったら、それは申請人の負担になってしまふ。要するに、別途お金が必要であつて、最初に手数料を払ったら最後まで行けると、こういうわけではないわけですね。その点の費用の説明、きつちりとその費用の点を説明しておかないと、利用される国民の皆さん方にとっては一種の消費者被害が起こってしまうから、その点についてどのように費用を説明するおつもりなのか、説明してください。
○政府参考人(寺田逸郎君) これは委員もおっしゃったように、できるだけスピーディーに、かつローコストということがモットーでございまして、私どももいたしましたけれども、この手数料以

外に納めていただくこの手続費用の負担についてはできるだけ当事者に過大な御負担をお掛けしないように頑張るつもりでございます。現在のところは、ここに書いてございまして、最低その測量をあらかじめいただかないと、どういう地域のどの部分ということは分かりませんので、これは費用として納めていただきます。

しかし、通常、境界確定訴訟ですと、それに更に歴史的な調査でございまして、様々な調査をした上で裁判所にこれを持ち込むわけでございます。通常のケースですと、そういうことから比べますと、半分以下の費用で足りるだろうというふうに私どもは見込んでおりますので、この点も分かりやすく説明できるように工夫はしたいと思っております。

○前川清成君 今日、実は財務省にもお越しいただいてまして、この筆界特定に、筆界特定制度を創設するに当たって、財務省として予算はどの程度お考えになっているのか、また年間の利用者、どの程度を想定されているのか、この辺、財務省からお伺いしたいと思います。

○政府参考人(松元崇君) 筆界特定制度に關します予算措置でございまして、平成十七年度予算におきましては、弁護士、土地家屋調査士等から新たに任命されます筆界調査委員の委員手当を始め、必要となります旅費、庁費あるいは諸謝金等を合わせて約九千万円の予算措置を講じているところでございます。

また、この想定されます件数でございまして、直近五年間の境界確定訴訟件数の平均値が約一千件ということでございまして、その半数と推定いたしております。
○前川清成君 年間五百件ぐらいしか利用しないと、こういう予想ですか。となりますと、法務局の数が五十だとすると、年間一つの法務局で十件、一月に直すと、一件申立てがある場合もあればゼロ件の場合もある。民間企業の場合は、月一件しか利用しない手続というのは、それは廃止の対象になるんですけれども、その程度のことを

法務省としても、あるいは財務省としてもお考えになっているんですか。

○政府参考人(松元崇君) 年間想定されます件数につきましては、法務省の方と御相談いたしましたところでございますが、今回の法律制定されまして、それが一年内で施行を予定されておるということでございます。そういったことから、半年間施行されるということで推定いたしております。この直近五年間の平均の約半数と、五百件ほどというところで推定いたしておりますのでございます。

○前川清成君 違うんです、松元さん。時間がなから聞かれていないことは答えてくれなくていいんですけれども、五百件も、松元さんでなくていいです、寺田さんでいい。年間五百件程度というふうに想定しておられるんですか。年間五百件なら、今申し上げたように、月一件か月ゼロ件です。地域的な偏りがあるかもしれないけれども、例えば、大阪は月三件あるかもしれないけれども、そのほかのところはゼロ件かもしれないけれども、月一件ないしゼロ件というの、そういう小さな制度じゃなくて、もう少し、せつかく新しい制度をつくり上げると、で、国民の皆さん方の境界に関する紛争を迅速に解決するんだというような理想を掲げておられるんですから、もうちょっと欲張りなことをお考えいただいたらどうかかなと思っております。

○政府参考人(寺田逸郎君) ただいま財務省の方からお答えがありましたように、最初の施行は半年分でございますので、半年分の予算ということと御説明になったと思います。年間ですとその倍約千件程度を一応のめどと考えてはおります。

ただ、私どもの実感といたしましては、潜在的なこういう境界確定あるいは筆界特定ということについての需要というのは相当数あるだろうと思っております。それを当初の、まあ事件の出具合という言い方は失礼かもしれませんが、御利用ということとを十分参照して、今後の予算獲得も財政当局と御相談して取ってまいりたいというふうに考えております。

○前川清成君 先ほど土地家屋調査士会から配られたADRに関する資料ですと、境界問題相談センターのおおさかだけで、これ一つのところだけで平成十五年三月一日から十六年十二月三十一日までの間に七百七十六件の問い合わせ件数があつたと、こういうことですから、月一件ないしゼロ件というようないかなる制度をお考えになるんじゃないかと思ひますし、財務省も、是非、新しい制度を立ち上げるんですから、しみつたれたことを言わねと、ほんと金出すというところ、どうですか、松元さん。

○政府参考人(松元崇君) 制度創設ということでございますので、現在ありますデータといたしまして直近五年間の平均値ということを用いさせていただきます。制度創設後どういったことになりますかということにつきましては、現時点で、今申し上げられないところでございますが、そういったいろいろな実態を参照しながら、また法務省さんともよく御相談いたしてまいりたいと考えております。

○前川清成君 この機会に、ちょうど一週間前にやりました裁判官の増員の問題については是非財務省の御所見を聞いておきたいと思っております。

裁判官を増やせということについては、自民党も民主党も公明党も共産党も、与野党一致して増やせ増やせと言っているんです。ところが、最高裁の方は、いや、もうおなが一杯ですみたいなことをおっしゃる。いや、増やしたらどうですかと、それが司法改革でしよう、こういうふうに言う、まあ事件の増加数を見ながらその処理に差し支えないように着実に増加していきたいと、そういうことをおっしゃるんです。今の松元さんの御答弁と併せて聞いていると、最高裁がそういう増員について消極的な発言を繰り返すのは財務省の強い意向があるのかなと、こういうふう

に疑ってしまうんですが、裁判官の増員について財務省はどうお考えになっているんですか。

○政府参考人(松元崇君) 裁判官の増員について

の御質問でございますが、裁判官増員につきましては、現在、司法制度改革の中で御議論をいただいておりますことかと考えております。

司法制度改革につきましては、行政改革を始めいたします社会経済の構造改革が進められております中で、我が国司法機能の充実強化を図るべく、現在、総合的かつ集中的に推進されているところでございまして、重要な意義を有するものと認識いたしております。

このため、御指摘の裁判官の増員につきましては、大変厳しい財政事情の下ではあります。平成十七年度におきまして、裁判の専門化、複雑化、裁判迅速化への要請に加えまして、近年の事件数増加への対応、さらには平成二十一年に予定されております裁判員制度の導入に向けて円滑な対応が可能となるよう、裁判所からの要求を受けまして七十五名の増員を実施するということになつておるところでございます。

○前川清成君 違うんです。そういう、聞いていることには全然答えていただいていないんです。松元さん、あのね、行政改革と司法改革とが全く違うものだというのには御理解いただいていますか。

○政府参考人(松元崇君) 行政改革も進められておりますし、また同時に司法改革も進められておるといふことで承知いたしております。

○前川清成君 それじゃ、一言で結構ですから、行政改革の理念は何で、司法改革の理念は何なんですか。

○政府参考人(松元崇君) とても重要な、国民にとつてより良い行政あるいはより良い司法を提供していくということで、大変重要な課題ということで認識いたしております。

○前川清成君 行政改革は、私が答える立場にないのかもしれませんが、行政改革というのは公務員の数を減らし、無駄をなくしよう、民間でできることは民間でやりましょう、それが行政

改革だと思ひます。司法改革は逆なんです。ともかく、日本の司法、裁判所、そういう制度が社会の隅にあるんだ、片隅にあるんだ、小さな役割しか果たしてこなかったんだ、だから透明で公正なルールに支配された社会をつくっていくために法曹の数を増やしようというのが司法改革なんです。全く違う理念を持っているわけですから、財務省が裁判官の増員に当たって行政改革の理念に基づいて査定をしていただいたら大変困りますので。

それともう一点、松元さん、司法改革の議論はもう終わっているんです。今議論中じゃなくて、司法改革推進本部というのもう五年間の役割を終わつて解散したところなんです。今もう実現の段階です。是非、財務省におかれても、司法改革推進本部の部長は谷垣財務大臣だったわけですから、副部長は、副部長は谷垣財務大臣だったわけですから、是非、財務省におかれても司法改革の推進に向けて積極的な予算をお願いしたい、こういうふうな思ひます。

次の課題に行きたいんですが、筆界がどのような判断材料に基づいてどのようにして特定していくのか、この点に関連して、法務局は筆界の特定に役立つ資料としてどのようなものをお持ちなのかというのを聞きたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君) 再三御説明申し上げておるとおり、筆界は、結局、これまでいつたんだとこかで決まっているものを発見するということが本質的な筆界特定の性格でございます。したがって、過去の資料その他が非常に重要になるわけでございます。そのほかに、現地の形状というふうなものが問題になるわけでございます。

この特定に必要な資料といたしまして法務局にございますものとしては、当然のことながら登記記録そのものがございまして、特に、表示登記の関係でございますので、備付地図あるいは地図に準ずる図面、また登記簿の附属書類として、委員も御指摘になりました地積測量図等がこれに役立つ資料としてあろうかと考えております。

○前川清成君 ちよつと時間の都合もありますのでこちらの方で申し上げますけれども、法務局に筆界確定に、筆界の特定に要する資料がすべて備わっているわけではなくて、一部備わっていて、例えば市役所であるとか土木事務所であるとか税務署にもあるということだろと思ひますし、私の地元奈良県でいいますと、寺領、社領というのがあった関係で、興福寺や春日大社といったところにもそういう重要な資料がいろいろあるそうです。

その資料を収集するための手続として今回設けられたのが百三十八条の条文だろと思ひます。が、この百三十八条に基づいて提出を、協力を求められた関係機関は法律上の義務として提出義務、協力義務があるのかどうか、お伺ひしたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、この百三十八条の関係団体に対する協力依頼というのは、資料の円滑な収集というのを主たる目的とするものでございます。

これについては、弁護士法の二十三条の二等と同様に、相手方に協力すべき公法上の義務というのが課せられるわけでございます。

○前川清成君 以前、予算委員会での点をお尋ねしたんですが、今おっしゃっているように公法上の義務が発生したとしても、弁護士法二十三条の二に基づいて銀行に振り込め詐欺の犯人の預金口座を照会したところで、銀行は答えない。なぜ銀行が答えないかというと、その振り込め詐欺の犯人の同意を取れないからという扱いをされているみたいなんです。それがいいのかどうかというのを是非皆さん考えていただきたいと思ひます。

一方は、一方は、だまされてしまった。その人たちが被害を回復するためには、弁護士法二十三条の二であろうと不動産登記法の百三十八条であろうと、答えなければ、答えてもらわなければ前へ進まないけれども、単に公法上の義務ですと、答えなくてもサンクションがありませんとい

うことで済ませてしまふと、百三十八条で申し上げれば境界の確定は進まないし、弁護士法二十三条の二であれば振り込め詐欺の被害者救済は進まないわけです。

そこで問題になってくるのは、照会を受けた先の公的義務を果たす義務といひますが、そういうところなんだろうと思ひますが、実は、今日金融庁にも来ていただいて、お尋ねしないのも悪いと思ひますので、時間の関係で最後になつてしまひました。誠に申し訳ないんですが、とりわけ振り込め詐欺に際して、振り込め詐欺に際して銀行の照会義務に際しないことをどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

それと、実はこの点、通告してないんですが、私、お昼に議員会館の事務所に帰りますと、地元の方からファクスが来ていて、奈良にお住まいの方が、法務局認定法人民事訴訟通達センターというところから総合消費料金未納分訴訟最終通告書というのが届いて、どうしようといひてお困りのファクスをいただいた。当然ですが、法務局にこういう認定法人はないと思ひますが、法務局にこういう認定法人はないと思ひますが、法務局として、自分とこの、これは住所としては東京都千代田区麹町六丁目二番地の十七と書いてあるんです。今日の新聞で、法律扶助協会の名前を使つてどうこうしているの困るというのが出ていました。

法務局の名前を使つてこうやって詐欺を堂々とやっている機関がある。これについて、法務局としてやはり何らかの対応をお考えいただかないといけないと思ひますが、ちよつと時間切れで申し訳ないが、簡潔にお答えいただけたらと思ひます。

以上です。
○政府参考人(大藤俊行君) お答えいたします。刑事訴訟法や弁護士法に基づく照会への回答につきましても、それぞれの金融機関が当該照会制度の趣旨を踏まえ適切な対応を取る必要があると考えております。
一般には、大臣が予算委員会でお答えいたしました

たように、各金融機関において個別の具体的な事案ごとにそれぞれの制度の趣旨を踏まえ、報告されることによって得られる公共的な利益が報告をしないことによって守られるプライバシー等の利益を上回るかどうかを十分に検討の上判断すべきものと考えております。

いづれにしても、金融機関におきましては、自らがそれぞれの事案ごとに、例えば回答で求められる情報の内容、性格でありますとか犯罪の蓋然性等の金融機関として知り得る具体的な事実関係や状況等に基づき、十分な検討を行い判断をすべきものと考えております。

○政府参考人(寺田逸郎君) ただいま委員が御指摘になりましたその法務局云々という法人については、私どもも、法人の存在はもとより、そのような法人が利用された振り込め詐欺に類する事案があるということもまだ承知しておりませんが、仮にそのようなことがございましたら、これまでの振り込め詐欺同様、関係の省庁とも十分御連絡の上上げまして、関係団体を通じてできるだけのことをする、情報提供をするということともに、法務省としても、直接法務省のホームページ等を利用いたしまして、そのようなことによる被害が拡大しないような措置というのを検討したいと思つております。

○前川清成君 時間ですので、終わります。
○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。午前中に続いて質問をいたします。

最初に、司法書士法の改正について質問をします。
先ほどの参考人質疑の中でも議論があつたわけですが、今回の改正案の三条一項六号の部分で、認定司法書士が自ら代理人として関与している簡裁事件の判決等については上訴の提起を可能にしております。

この点は、簡裁での代理業務を、代理権を付与した前回改正の際に、我が党は、十四日しか期限がない中で判決を受けて上訴すべきかどうかの正確な判断を持つのは代理人である司法書士だ、む

しろ最後の御奉公として上訴すべきかどうかの判断をする義務もあるんじゃないかと、こういうことを申し上げたわけです。ところが、当時の法務省の答弁は、司法書士の方々に控訴の提起権を与えるとそれが控訴審においても代理権を有している誤解されるおそれがあると、こういうことで首を横に振られたわけですね。

施行後まだわずかな期間なわけですが、今回この上訴提起の代理権を与えるに至つたその理由をまずお聞かせください。

○政府参考人(寺田逸郎君) この問題はかつて、今、井上委員がおっしゃつたとおり、この司法書士法の改正の際に法務委員会でもかなり御批判をいただいたわけでございます。

法律の建前の上からいいますと、控訴を提起するということは控訴審の手続の一部でございますので、司法書士に、仮にも認定を受けたといひましたが、そういうことがこの問題の背景にあり、それに基づきまして、私ども、かつては現行法のとおりそのことを認定書士の権限外の行為という仕切りをして法案を提出し、その後それが法律となつて現在に至つてはいるわけでございます。

しかし、その後、もう少し実際に考えてみますと、井上委員の御指摘のとおり、控訴提起をする際に、様々な控訴理由をお書きになるといふことは別といたしまして、控訴することそのものについてまでそのように厳しいことを要求するものいかがかという議論がありまして、そのような控訴を提起する時間的な制約もある以上、責任を持つて控訴提起することまで、だけならこれを決めてもそれほど弊害は大きくないんじゃないかと、今改めて全体の仕組みを見直しまして、その上で、この控訴の提起それ自体については認定司法書士の権限とするということではないのかという考えに至つたわけでございます。

○井上哲士君 不合理があれば直ちに正すということは大変結構なことだと思つておるんです。

その上で確認しておきたいのは、今もありましたけれども、この改正案で行うことができるのは上訴の提起の代理業務だけで、当然ながら、上訴審の代理人として行う行為までは含まれていないというふうな理解をしてよいのかというのが一点目。

それからもう一つは、判決に対する控訴についても、いわゆる民事訴訟法の第二百八十六條二項に掲げる事項を記載をした控訴状を提出することだけをいうんだと、そして起訴状に攻撃防御の方法などを記載する行為までは含まないんだと、この二点については確認してもよろしいでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) ただいま委員の御指摘になられたとおりでございます。

今回の改正によりまして認められる司法書士の権限の範囲というのは、あくまで控訴をすること自体でございますので、この二百八十六條の二項の控訴状に記載されるべき事項が正式な意味での権限ということになるわけでございます。

○井上哲士君 分かりました。

次に、新しい筆界特定制度を進めていく上での予算や体制の問題を中心にお聞きしますけれども、まず、いわゆる登記所備付地図の整備の推進についてお聞きをいたします。

平成十五年の都市再生本部の決定で、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進するとなりました。これに基づいて法務省自らが行う地図作成作業については、都市部の地図混乱地域であり、特に緊急性及び優先度の高い地域を実施するというのが衆議院でも答弁をされておりますけれども、この地図混乱地域というのは全国でどれだけあつて、そのうち今後十年間で法務省としてはどこまでこの地図を整備をされようとしているんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) そこで言われております地図混乱地域、これは地図によりまして現地を特定することが全くできないような状況にある、そういう地域でございますが、平成十四年度

で調査した結果によりまして、全国で約七百五十地区、八百二十平方キロメートルございます。これは以前にも申し上げたとおり、必ずしも都会でございませぬが、都会もかなりこれに含まれております。

今後十年間でどのぐらい地図作成作業を行うかということでございますが、平成十五年六月の先ほどお示しになりました方針で、法務局自らが作成をすべきこととされているという点にかんがみまして、法務局の行う作業は十年間で約百平方キロメートルというように見積もっております。

○井上哲士君 そうしますと、この百平方キロメートルを法務省として整備をする上で都道府県ごとに十年間でどれだけ整備をするのかと、こういう計画はあるんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、十年間で百平方キロメートルということになりますと、単純計算で、全国的に見ますと毎年十平方キロメートルということになるわけでございますけれども、これについてはやはり緊急性の高い地域から行つていくということと、現在いろいろな形でその緊急性というものを検討はいたしておりますが、最終的には、毎年毎年、例えば道路の計画がどうなるか、あるいは下水道の計画がどうなるかというようなこともございますので、十年間九々現時点で決めてしまふということではございませんで、それらの状況の変化にも応じまして毎年の分を決めていきたいと、このように考えております。

○井上哲士君 確かにいろいろな状況変化がありますが、現状は生き物ですから。十年間、この年はこれをやるというふうな余りコンクリートしたものはできないかもしれないけれども、しかし少なくとも各都道府県ごとに、緊急性及び優先度の高い地域というのをおおむねこのぐらいだと、今後十年間にこまめ各都道府県やるんだと、こういうものは当然あつてしかるべきだと思うんですけれども、今のお話でいいますと、全体として年間約十平方キロやるだけで、各都道府県として十年間でどの程度やるのかという計画はないと、こ

う理解でよろしいですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) まだ計画という形でそれをお示しできるようなものにはございません。しかし、先ほど申しましたように、全体的な状況の把握というのは、これはこれまでもいろいろな形で地元の御要望等もあるところもございまして、それは承知しているわけでございます。

したがって、全く恣意的に行うというのではなくて、ある程度計画性を持って行いたいというふうには考えております。ただ、現段階ではそれを十年先までびしっと決めたものはあるわけではございません。

○井上哲士君 普通は、百平方キロメートル必要だといいますが、各都道府県ごとにここはやらなくちゃいけないというものがあつて、それが積み重なって百平方キロになると思うんですが、そうすると、そういう積み重ねではなくて、最初に百平方キロありと、こういう計画なんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 一応の目安が百平方キロということでございますが、もちろんそれを多少はみ出たり下回ったりすることはあり得るわけでございますが、しかし予算獲得の際に念頭にありますのは、大体、毎年十平方キロで百平方キロを十年で達成するというところでございます。しかし、毎年毎年多少の出入りはもちろんあるわけでございますので、それはその際にまた考えていかなきゃならないところでございます。

○井上哲士君 どうも計画性、それから目標、方針というのが見えてこないんですね。

お手元に都道府県別の実態の資料をお配りをいたしました。

例えば、地図混乱地域が〇・七％。それから例えば岩手は、地図整備は八六％、非常に進んでいるんですけども、地図混乱地域でいいますと、大阪の倍近い一二・八ということになっております。でも、どうもこの八百二十平方キロメートルというのが実態をつかんだ数字なのかということがまず疑問にあります。

その上で、来年度の実施予定面積、まあ今年度ですかを見ますと、私はこの間のお話を聞いておりますと、大都市部を中心にかなり強力にやられるんだらうと思つておられますと、例えば今挙げました大阪は〇・三平方キロメートルでありまして、東京は〇・二平方キロ、京都の場合は計画なしと、こうなっているわけですね。一方、例えば鹿児島は〇・七平方キロメートル、北海道〇・六平方キロメートルが今年度の予定面積になっております。北海道の地図混乱地域というのは百七・五平方キロメートルで一番多いわけですが、鹿兒島についていうのは三・七平方キロメートルでして、地図混乱地域、まあ全国的にも非常に少ないわけですね。

ですから、先ほどの答弁とかかわつて、実際にこの必要性の高い、優先度の高いところをきつと計画を持ってやつていらつしやるとはどうもこの数字を見てみると私には見えてこないんですけれども、この点どうでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは様々な考慮が実はございます。

これについて、現実に作業を行つていただきますのは、これもまた土地家屋調査士の先生方の御協力をいただいております。そういうこととから考えますと、現地でどこまでこういうような作業を進められるかという体制の問題が一つ現実問題としてはございます。

また、地方都市では比較的公共事業が進めやすい環境にあるために、そういうところをあえて優先して行わなきゃならないという事情もあります。

なぜ大阪、東京が少ないのかというふうにお思

いかもしませんが、必ずしも東京、大阪が本場に緊急度が高いというとは言えないのが現実でございます。しかしながら、トータルといたしましては、やはり東京や非常に備付地図の進捗率が低い大阪についても重要だという認識は別に持っていないわけではないわけでございまして、そこはトータル十年間の間には十分に手当てはする。ただ、どこを先行してやるかということについては体制の問題、緊急度の問題、様々あるということをお理解いただきたいと思います。

○井上哲士君 体制の問題でこれだけしかできないということが一年、二年の間に起こり得るのは理解しないでもないんです。だからこそ、今後十年間でこれだけがやはり緊急性、優先度が高い地域だということをやはり都道府県ごとにはっきり示して、それをやるだけの体制や予算を取ることが私は本来の在り方だと思うし、そういう立場でやってもらう必要があると思うんですけども、この点、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 都市部における地図作成作業でございすけれども、限られた予算の中でございます。そういう効果的に実施するためにはどうしても毎年度、緊急性があると今お答え申し上げたとおりでございますが、そういうような緊急性が高く、かつ効果的な地域で実施する必要があるということから我々も認識しているところではございますが、そういう意味では、計画では全国で実施すべき面積をまず示されまして、そして具体的な実施に当たっては各年度ごとに計画で示した面積の範囲内で効果的な地域を選定して実施することが合理的であるというふうに考えておりますので、地図作成のための予算の確保も、これも大切なことだと思っております。

そういうようなことを積み上げまして、法務省としても努力をさせていただきたいと思っております。

○井上哲士君 その方が合理的とは言われましたけれども、私はやっぱり各地域ごとにここがこれだけ本場に重要なんだということをしっかり示して

こそ財務当局も説得できると思うわけで、どうも行き当たりばったりという印象がぬぐい切れません。

もう一つ、さらに今度の新しい制度をどういう体制でやるのかということでもありますけれども、先ほどもどれどれの利用があるのかということ、この間の境界確定訴訟の千件程度というようなことが出てまいりました。しかし、良い制度として利用されればもっと広がるはずですし、そうしなくちゃいけないと思うんですね。

まず、境界確定訴訟でいいますと、衆議院の参考人質疑でも言われておりましたけれども、実際にはその訴訟にカウントされないけれども、土地の境界をめぐる訴訟というものはもともとたくさんあるというのが一つです。

それから、先ほどありましたように、ADRの利用状況を見ますと、例えば大阪でいいますと、実際に相談受付をした件数だけでいいますと二十か月でこれ百七十二件という資料になっていいますから、年間約百件。今の境界確定訴訟の新受件数を見ますと大阪百二十件になっていますから、ほぼそれに匹敵する数がADRにも行っているというのがあります。

それから、国土交通省の地籍調査が年間千五百から千六百平方キロメートルとお聞きしました。これ、筆数でいいますと七十万筆だつて言うんですね。新聞報道にいますと、このうち大体二から三割ぐらいが今、筆界未定になっているということになります。これ、単純に計算をいたしますと、毎年この地籍調査の中で一万四千から二万一千筆ぐらいの筆界未定が起きているということになるわけですね。これは必ずしも全部この制度に

来るとは分かりませんが、しかし地図整備でいいますとできるだけ多く来るべきだと思っております。例えば、一割来ただけでも今の訴訟の件数よりも多いということになるわけですから、私は相当の数が可能性を持っている制度だと思っております。

やはり、これにふさわしい体制と予算がなければ

ば申請しても使えないという、やはり制度の信頼にもかかわることになってまいります。さつき、予算は、にもかかわらず五百件分だという、非常に乏しいというのがあります。それから、体制で見ますと、昨年度で百六十五人、来年度は二百十三人の減員ということに法務局なっているんですね。これで本場にできるんだろかということをおっしゃって、改めて大臣に、本場にこの新しい制度が国民の信頼にこたえられるような予算と体制をしっかりと取るといふ点での御決意をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生たちの御努力も多としながら、平成十七年度においては筆界特定制度の体制及び予算におきまして所要の措置を講じたところでございます。それも御理解いただいております。それとも本制度を円滑かつ適正に実施するためには、必要な人員、予算、これが何においても必要でございますので、確保していきたいというふうに思っております。そのような決意でございますことを御報告いたしておきます。

○井上哲士君 終わります。

○委員長(渡辺孝男君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。不動産登記法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、千葉景子君から発言を求められておりますので、これを許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました不動産登記法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 筆界特定制度が、簡易迅速に土地の筆界を特定する手段であることが広く国民に理解され、活用されるよう、その意義及び内容等について周知徹底に努めること。

二 筆界特定が土地所有権に事実上重大な影響を与えるものであることにかんがみ、筆界特定手続の運用に当たっては、申請人、関係人等の意見の陳述の機会を十分に付与するなど、制度の適正・公正さを確保するよう努めるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。

三 筆界特定制度において申請人が負担する申請手数料及び手続費用については、筆界の有する公共性にかんがみ、国民に過大な負担を強いることのないよう、公費負担を含め、十分な検討を行うこと。

四 筆界特定制度が国民に利便性の高いものとなるよう、簡易裁判所における調停手続及び裁判外紛争解決手続との連携について必要な検討を行うこと。

五 境界確定訴訟の結果を登記事務に反映させることができるよう、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携を含め、十分に配慮すること。

六 筆界特定制度が円滑・適正に運用されるよう、筆界特定登記官の能力の向上を図るための所要の措置を講ずるとともに、登記所備付地図の作成・整備が一層促進されるよう、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。

七 土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係業務を行うために必要な研修については、その内容等が国民の信頼と期待に十分応えるものとなるよう、能力担保措置に万全を期すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(渡辺孝男君) ただいま千葉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よって、千葉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、南野法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。南野法務大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(渡辺孝男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

四月一日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍法改正に関する請願(第五四三号)

一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第五五〇号)

第五四三号 平成十七年三月十八日受理

国籍法改正に関する請願

請願者 フランス共和国パリ市クロアニイ

ヴェル通り一二三 清水美代子

外四十九名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第五五〇号 平成十七年三月二十二日受理

国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願

請願者 東京都文京区千石三ノ一六ノ四ノ

四二五 今野美紀子 外二百二十

名

紹介議員 若林 秀樹君

一九八五年、父系優先血統主義であった国籍法が改正され、日本人母と外国人父の子供が日本国籍を取得できるようになったが、国籍選択制度が導入され、重国籍を持つ者に国籍選択が義務付けられた。父と母の異なる国籍を持つ子供たちや、父母が日本人でも出生地国の国籍と日本国籍を同時に持つ子供たちは、二二歳までに国籍選択をしなければならぬ。日本国籍を保持するには、外国籍を放棄するか、日本に「外国の国籍を放棄する旨の宣言」(国籍選択届)をしなければならぬ。定められた期間内に選択しなければ日本国籍を失うとされている。父と母の異なる国籍や文化を受け継ぐ子供たちは、両方を大切にしながら、自らのマルチアイデンティティを形成する。多文化を身に付けた者の存在は日本社会に多様性を与え豊かにする。ところが、選択制度は当事者に多大な負担や苦痛を与えている。また、二〇歳を過ぎたら、外国人との婚姻などにより外国籍を取得した日本人も、取得から二年以内に国籍選択を義務付けられている。外国人と結婚し相手国に長期間居住する場合は国籍が必要であるが、日本国籍を放棄する理由がない。「国籍唯一の原則」は現実にはそぐわなくなっている。選択制度導入前に重国籍となった人たちが多く、実態は国籍選択制度を設ける意味がなくなっている。選択制度の導入は、一九三〇年のヨーロッパ国籍条約「国籍唯一の原則」、一九六三年の「重国籍の減少」条約を取り入れたものとされたが、その後ヨーロッパでは状況は大きく変化し、一九九七年、ヨーロッパ評議会閣僚委員会が新たなヨーロッパ国籍条約を採択し、「出生により当然に異なる国籍を取得し

た子供がこれらの国籍を保持すること」「自国民が婚姻により当然に外国籍を取得した場合この外国籍を保持すること」を締約国に認めさせ、権利として重国籍を容認している。国籍選択制度の廃止の際には、日本国籍を離脱した人たちにも、国籍回復の道を開くよう求める。同時に、外国の国籍を持つ日本国民が、その外国の法例により国籍を選択しても日本国籍を失わせないように、また、外国に居住している日本人や外国人を家族に持つ日本人が、関係国の国籍を取得した場合でも日本国籍を維持できるよう、重国籍容認に向けての検討を求める。日本の国籍法は血統主義を採用しながらも一九二四年から特定の生地主義国で生まれた重国籍者に国籍留保届を課し、それがなければ日本国籍を失わせてきた。一九八五年の国籍法改正は、留保制度の範囲を、国外で生まれた国際結婚の子供たちまで広げ、出生後三か月以内に留保届が出されない場合、子供は日本国籍がなく日本人親の戸籍にも記載されない。しかしこの制度を知らない親は多数存在している。失った国籍を回復する規定があるが、手続は日本在住、二〇歳までという条件がある。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、国籍選択制度を廃止すること。

二、国籍留保制度を廃止すること。

平成十七年四月十三日印刷

平成十七年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P